

## 第 8 回

# 構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会

## 議 事 録

日 時 平成18年3月13日（木） 14：00～17：00

場 所 国土交通省11階特別会議室

（議事録）

○鈴木政策評価官 皆様お待たせいたしました。それでは、定刻でございますので、ただいまから第8回構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会を開催させていただきます。

まだ若干お見えになっておられない委員もいらっしゃいますが、よろしく願いいたします。

本日は委員の皆様方、そして、本委員会の調査に快く御協力いただきました田中辰巳株式会社リスク・ヘッジ代表取締役、日経アーキテクチュア編集部の皆様方におかれましては、御多忙の中御出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、議事の進行につきましては、異座長にお願い申し上げます。座長、よろしく願いいたします。

○異座長 それでは、まず初めに、資料の確認をさせていただきたいと思います。事務局よりお願いいたします。

○鈴木政策評価官 それでは、お手元に資料が配られておるかと思います。資料の確認をさせていただきます。

初めに、議事次第と配席図及び委員名簿のセットになっておるものがあるかと思いますが、その次に、資料1といたしまして『「特異なケース」か「氷山の一角」か』と書いた日経アーキテクチュアさんからの提出資料があるかと思います。

資料2につきましては、小谷座長代理以下4名の委員の方の連名によります「構造計算プログラム開発会社のヒアリングについて」という資料がついておるかと思います。

資料3といたしましては「住宅局提出資料」でございます。

資料4につきましては「最終報告スケルトン（座長私案）」という2枚紙のものがついているかと思います。

以下、参考資料になりますが、参考資料1といたしまして「住宅局提出資料」でございます。

参考資料2といたしまして「情報提供受付窓口について」ということで、前回2月27日以降に受け付けた意見等についてつけさせていただいております。

参考資料3ということで「古阪秀三先生からの御意見」というのがついておるかと思いますが、これは京都大学助教授の古阪先生の方から当委員会へ意見が提出されまして、異座長の方から委員会での参考になるということで配付指示を受けたものでございます。

参考資料4でございますが、これは前回のヒアリングのときの宿題事項になっておりましたが「建築確認の状況（熊本県・横浜市等）」と書いた資料でございますが、これは建築確認件数のうち構造計算の必要な件数、そのうちルート2-3、ルート3というようなも

のに該当するものがどのくらいあるのかというようなものについての資料でございます。

以上でございますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、早速ではございますけれども、ただいまから議事に入らせていただきますので、カメラの皆様はここで御退室をお願いいたします。また、これ以降の議事の録音に関しましては、放送やインターネットなどに会場の音声を直接利用することは控えていただきますよう御協力をお願いいたします。

それでは、巽座長、よろしくをお願いいたします。

○巽座長 それでは、議題に入らせていただきたいと思います。本日は、行政対応の在り方の参考になると考えられます危機管理の専門家であります株式会社リスク・ヘッジの田中代表取締役と、行政も含めた建築関係者へアンケート調査を実施しました日経アーキテクチュアからヒアリングを行います。

それから、先ほど事務局からも説明がありましたとおり、構造計算プログラム開発業者から構造計算プログラムの実情について、小谷座長代理を初めとしたメンバーでヒアリングを実施しておりますので、その報告をいただくことといたします。

続きまして、今回が最後の機会ですので、住宅局からもヒアリングを行いたいと思います。

そして、最後に、最終報告の骨子について座長私案を用意しておりますので、皆様の御意見をいただきたいと考えております。

本日は議論すべき内容が非常に多くございまして、通常より長い時間をいただいておりますが、最後まで熱心な御議論をお願いいたします。

それでは、議題1に入らせていただきますが、まず初めに、株式会社リスク・ヘッジの田中代表取締役から御説明をお願いします。

○(株)リスク・ヘッジ 田中です。よろしくお願いします。

私はふだん企業の危機管理をやるときに、7つのステップをもってこういう不祥事などに対応しておるんですが、まず、順番に御紹介いたしますと、1番目が事実関係の掌握。2番目が網羅した罪、犯罪ばかりでなくて過ち、罪の認識。3つ目が展開の予測。4つ目が対応する軸の確立。それから、対応策の企画、情報の開示、対応策の実施フォロー、この7つで行っております。これは後ほど何度も出てまいります。ちなみに最近の事例に当てはめてみますと、例えばJR西日本の場合はオーバーランの距離が8mだ、20mだ、40mだ、60mだと。あれは明らかに最初の段階での事実の掌握ができていないというミスだと思います。それから、網羅した罪の認識ということ言えば、衝突したマンションの住

民へ掛けた迷惑というようなことがしっかり認識できていなかった失敗も響いたのだと思います。それから、例えば東横インの問題などでも、身体障害者の皆さんへの差別の罪ということについて気がついていなかった。そのために最初、ああいう記者会見になってしまった。

一番顕著なのは、最近の事例で言うと民主党のガセメールの件などでも、先ほど申し上げました最初の1から4辺りが全部失敗しておりますので、うまくいかなかったというようなことなのだと思います。そのために最初、ああいう記者会見になってしまった。ステップを順番に追っていけば危機管理というのは私はうまくいくと思います。

さて、そこで今回の耐震強度偽装というものにこれを当てはめてみたいと思うんですが、まず、事実関係の掌握というところから通常始めるべきだと思うんですが、私は今回の事例というのは、例えばJRの事故もしくは東電のトラブルのようなああいう突発的な事故と比べると、比較的時間があつた案件だと思います。ですので、この事実の掌握というところに掛ける時間があつたのではないかと思うんですが、私の感じている疑問を幾つかずつと述べてまいります。これは、ひょっとしたら私の情報不足でわかっていない部分があるのかもしれませんが、私が第三者として疑問に感じたことを申し上げていきます。

第1点は、10月26日のイーホームズから国交省の係長にあつたメールの取扱い、このときにもうちょっと事実の掌握ということが出来る余地があつたのではないかということをおもいます。

2つ目は、構造計算を最近の新聞に出ておりますが許容応力度等計算というものと、限界耐力計算というものの算出の2つの方法があると。それによって結果が違ふということが報道されておりますが、最初の段階でこの両方で計算されたのかなと、ここを疑問に感じます。

それから、ほかに耐震強度の設計偽装や施工偽装というのではないのか。実は私は日常的に危機管理をコンサルテーションする中で、こういう案件にたくさんぶつかっておりますので、私はほかにも出てくるのではないかと最初思いました。

それから、次に、これはまだ余り語られていないことだと思うんですが、建築確認申請を通過した後の設計変更、これは比較的業界ではよく行われることです。この辺りのことについてどのくらい把握されているのかなという疑問を持っております。

それから、最後に、ほかに震度5強で倒壊するおそれ、現行の建築基準法違反のある建物の存在というものがあるのか。後に、これは1,150万戸あるということが報道されましたが、こういった事実としてどのくらい今、日本の社会の中にこれに類似した

ような案件があるのか、これを短期間に私は掌握することが危機管理においては重要なんじゃないかと思います。もう掌握しておられるのかもしれませんが、ニュースとして当然ながらこれは社会不安を招くことでもございますので、わかっているにもかかわらず出せないこともあるかと思いますが、これがちょっと伝わってきていないということを感じておりました。

さて、2つ目は、網羅した罪の認識、これが危機管理では一番難しい段階なんです、私はこの罪の認識ということをするためにいつもやっておりますことは、「岸」という発想をすることでございます。これは「加害者の岸」「被害者の岸」という岸辺ですね。こういう発想をしてみて、いろいろ並べてみると、例えば今回言えば、当然ながら加害者の岸に居るのは姉齒であり、木村建設であり、そこからはちょっとグレーゾーンになると思うんですが、ヒューザー、イーホームズ、それから、地方自治体とか国交省もどちらかという被害者の岸には必ずしも私はいないと思います。被害者は明らかにこういうマンションを購入した消費者であり、ホテルであると私は思うんですが、その岸というものを並べてみるとこれが見えてくると思います。

してみると、11月24日の時点でイーホームズにすぐに立入検査をされた、これはいいと思うんですが、イーホームズが問題であるというニュースがたくさん伝わってきておりましたが、このときに私は非常に危険だなと、これは天につばをする、自分のところに戻ってきてしまうのではないかという感じを受けました。なぜならば、同じ岸にいる同士でこれをやるというのは、森ビルの回転ドアの事故、それから、今回の耐震強度でも起きましたが、一番被害者にとって残酷な結果、印象を与えることになります。

それから、ホテルも犠牲者なんです、当初、国交省はホテルの場合は建築主が施工者、設計者を選べるという見解を出しておられるんですが、実は我々一般庶民もマンションを買うときには当然ながら施工会社がどこであるかということはしっかり見て選んでいると思います。ですから、必ずしも違うとは思わないんですが、岸という発想をしてみると、必ずしもホテルが被害者じゃないという判断はなかったんじゃないかと。後に訂正しておられます。

それから、国に責任があるとしても、これはやはり過失責任原則というものに立って罪の程度を認識させないと、これが過度に罪の認識をして支援を表明しますと、いろいろなバランスを欠いて、いろいろなことが野火のように広がってってしまうという危険がございまして、この罪の認識というのは適正に行うことが私は大切かと思います。

さて、この2つ、事実関係の掌握と網羅した罪の認識というものがしっかりできると、次の段階は展開の予測、この問題がどう展開していくのだろうか。一番最初に最も私が疑

間に思ったのは、建築物の実名を伏せて発表されました。このときに私は「え？何と言う物件なんだろうか」と大変興味を持ちました。それから、自分のところは大丈夫なのかな、私もマンションに住んでおりますので、私の供給した販売会社は大丈夫なのかということ思ったわけなのですが、一般的にティーザー広告と言いまして、興味を持ってもらう、興味を喚起するときに、ちょっとずつ隠して出していくという方法があるんですが、今回まさに国交省がそういう形で関心を高めようと思われたのなら別なんですけど、そうじゃないのであれば、むしろ隠すことはマイナスになったのではないかと。結果的には全部これはわかってしまうことですので。この実名を伏せるというやり方がどうだったのかなという疑問を持ちました。

それから、耐震強度偽装の犠牲者への支援は、ほかの民民の案件の損失の犠牲者への支援に影響するのではないかとという展開の予測。それから、確認検査機関の反撃、ここで言うイーホームズの反撃イコールこれは10月26日にこういうメールを送ったんだというような暴露、そういうものが出てくることを予測されておられたのかなと。それから、自治体の確認検査の見落とし、第2の姉齒の出現、それから、1981年以降基準法の改正以前の物件や欠陥住宅への波及といったことを初期の段階で予測するということが、危機管理においては重要なんじゃないかと思います。

さて、この展開の予測ができた時点で、次にできるのが対応する軸の確立、この問題にどう対応していくか。もしくは国交省組織全体、それから、自治体も含めてどういう軸をもってこれに対応していくか。例えば、民主党などもこの辺りの軸がぶれておりますので、幹部によって言うことが違うというような展開をしてしまったと思うんですが、この軸を確立するというのはとても大事だと思うんですが、まず1つ目に、隠された事実の解明と被害者への支援並びに再発防止への取り組みの基本姿勢というものをしっかりとつくる必要があったのではないかと。いろいろなメディアで報道されるのを見ると、この辺におっかなびっくりちょっとずつ出てきたな、世論にむしろ押されてこの辺がだんだん決まってきたのではないかという感じを受けました。

それから、最も私は重要なことだと思うんですが、国や自治体は民民の案件についてどういう姿勢で危機管理ということに取り組んでいくか、ここの軸が大切だと思うんですが、私は危機管理というのはリスクマネジメントとクライシスマネジメントという2つのことがございます。起こさない危機管理と、起きてしまったからダメージを小さくする危機管理と2つあるんですが、私は国や自治体というのはリスクマネジメント、予防的な危機管理には厳重な監視をしていく、それから、クライシスマネジメント、起きてしまったから

については限定的な関与しかできないんじゃないかと思います。このところの軸というのをしっかり定めて対応することが重要だったんじゃないかと思います。

それから、国と自治体の足並みをそろえる。一部には、平塚市の大藏律子市長が改ざんするのが悪いという、被害者なのか加害者なのかわかっていない発言をしてしまいますと、行政全般に対する信頼が揺らぐことになってしまうと思います。これは軸を早く確立することが大事だったと思います。

それから、これは非常に難しいんですが、加害者の岸の足並みをそろえる。例えば、六本木ヒルズの回転ドアの事故のようなときも、三和シャッターと森ビルと管理会社がすぐに一体となって被害者に向き合う、こういう姿勢をとっていたらあんな展開にはならなかったと思うんですが、危機管理においてなすりつけ合い、かばい合い、加害者の岸でこれをするのが一番よくないことなんですが、今回も木村建設、ユーザー、イーホームズなどが責任のなすりつけ合いをやってしまったんですが、当然ながら利害が対立しますので必ずしもできる案件ばかりとは言えませんが、これをできる限りやるのが大切かなと。これは特に被害者の感情を逆なでしないために重要かと思います。

さて、この4つ、事実の確認、網羅した罪の認識、展開の予測、対応する軸の確立ができれば、対応策の企画をして、その後に情報の開示、最後に対応策の実施フォローというステップを踏んでいくんですが、情報開示の段階で大切なことは、今回のような案件では1つ目に、私は疑心暗鬼を払拭するというのを念頭において情報開示をするということが大事だと思います。これができていないと、情報開示をしたことがかえってマイナスに働くということはよくあると思います。

それから、情報開示において大切なことは、ちょっと平易な言葉で申し上げますと、熊さん八つつあんレベルにわかるような表現、例えだとかそういったものを対応して情報を開示していかないと、こういう耐震強度偽装のような難しい案件というのはなかなか理解されにくいと思います。もっと平易な言葉で情報開示していかれると、後ろにいらっしゃるマスコミの皆さんは記事を書くときに、当然ながら全国民、読者にわかるように書かなければいけないものですから、わかりやすい説明を受けないとそういう記事が書けないので、非常にイライラして厳しく追及を受けるということになりますので、なるべく平易な言葉で語ることが大切かと思います。できることならば、メディアの方に取材されたときに、メディアの方に言葉を発せず、その向こうにいる読者・視聴者、一部の週刊誌に国交省の方のコメントが出ていますが、きっとこの記者の方と取材された方は親しいんだろうな、だから、日常会話のような言葉遣いをしておられますが、それはそのまま記事にな

っていってしまう。そうすると、記事になったときに非常に横柄な印象を受けたり、ほかの事例でもたくさんありますが、雪印の石川社長が「私は寝ていないんだ」と記者に言ってしまったんですが、そのコメントは全部読者・視聴者に届いてしまうと同じように、そういう意識を強く持ってメールを出されるのが大事かなと思います。

それから、情報開示のときはなるべく詳細に隠さず行うことが必要だと思うんですが、10月26日のメールの件というのが後から出てきてしまった。そうすると、非常に隠ぺい体質のような印象を受けますので、いずれ明らかになってしまうと思われるような案件というのは最初の段階で出してしまうことが私は大切かと思っています。

以上、幾つか申し上げました。これは、私が知らないがためにわかっていない部分もたくさんあるかと思っています。それから、いろいろな事例を具体的に申し上げました。これはわかりやすくするために、いろいろな方への非礼は無視してお話いたしました。その辺は御容赦いただきたいと思っています。

最後に、私は私なりに今の段階でどういうことが提言できるかなと思って考えてきたんですが、まず、時代の変化に応じた行政、これは国交省だけに限らずあらゆる省庁がそうなんですが、これが必要なんじゃないかと。1つは規制緩和、民間への機能委譲、これはずっと行われてきていることだと思います。これからも行われることだと思うんですが、そういう場合には以前と少しやり方を変えて、性悪説に立った監視というものを取り込んでいけませんと、今までと同じ監視のやり方ではこういう問題はまた起きてくるのではないかと。それから、医者などと同じように一級建築士の方々の経済状態だとか仕事の状態というものは年々変化してきております。医者なども最近全然収益が上がらない。そういう中で医者は何をやるかということ予測しなければいけないように、一級建築士という人たちがどういう状態に置かれて、仕事もなかなかない、あってもたくさんこなさないと収益が上がらないという状態の中で何が起きてくるか、そういう変化というものを捉えなければいけないんじゃないかという気がします。それから、今は安心・安全の時代です。ですから、そういったことを最重点に置いて、安心・安全に向けてかじを切っていかなければいけないのではないかと思います。私は、トヨタ系の部品メーカーに大学を出てすぐ勤めておりましたが、当時トヨタ自動車はツインカムや DOHC だかターボチャージャーというような馬力だとかスピードばかり PR しておりましたが、今は安心・安全の PR を重点的に行っています。世の中全体がそういうふうに変ってきておる。

それから、最後に、耐震偽装があったことによって、この耐震偽装の見逃しの罪は今までと比較にならないくらい重くなった。ある1つの案件を皮切りに、急に罪というのは重



くなることがあります。例えば国会議員においては、いいかげんな情報を元に国会質問をするということは今後厳しく糾弾を受けると思います。あることを皮切りに罪というのは突然変化をいたしますので、この耐震偽装の問題については、ずっと罪が重くなると認識していただくことが大切かなと思います。

それから、提言の2つ目は、信賞必罰の厳格な行政というものが必要なんじゃないかと思います。具体的には申し上げられませんが、私はこの耐震偽装に関しても深く仕事でかかわっております。そういう中で、いろいろな方から聞いたお話の中で私が思ったのは、なぜこんなことが行われたのか、数人の方が言っておられました。阪神大震災のときに幾つか問題のある物件というのがあったが、何も追及されなかった。つまり壊れてしまえば、あんな大きな地震が来たらみんな壊れてしまうので誰も追及しない。だったら、少しぐらい弱いものをつくってしまっても何も追及されない、阪神大震災では追及されなかった。これは私が知らないだけかもしれませんが、建築業界の人がこういうことを言っておられます。そういう指摘もあるというふうに聞いていただきたいと思うんですが、なので、こういうことに厳しく罰を、阪神大震災で壊れた物件の中でいいかげんなものがあつたのであれば、それを厳しく罰するということが、今回のこういう問題などを未然に防いでいくことにつながるのではないかと思います。

それでは、20分になりますので、これで終わらせていただきます。

○異座長 ありがとうございます。

それでは、今いただきました御説明を踏まえまして、御議論をお願いしたいと思います。どうぞ御自由に。

○寫委員 今のお話はそれなりにわかったんですが、今の基本的なスタンスというのは、国土交通省の行政の対応がどうあるべきかというような視点の中からしゃべられて、今後こういうふうにした方がいいんじゃないかという御提案だったと思うんですね。ただ、ここの委員会は、別に国土交通省を守るための委員会ではなくて、今後の制度だとかあるいは今後のいろいろな起きてしまった、言ってみればクライシスマネジメントに対してどう対応するかというようなことをむしろ中心に議論しているわけです。そういう視点から言うと、例えば今のお話の中でもう一つよく見えないのは、罪の認識を持って被害者か加害者かという岸をはっきりさせるとおっしゃられたんですけれども、今多分一番難しいことは今後の補償だとかあるいは二重ローンになった場合の対応をどうするだとか、これは責任がそれぞれあるんだけれども、一体責任の分担をどういうふうにかえたらいいかというようなことは、今後の具体的な問題の解決の中で結構重要な問題になってくるんですね。

クライシスが起きて、まず命の安全・安心のためには移転をさせるというようなことはある程度終えたけれども、その後の賠償とか補償の問題になると、仕切る人がだんだんいなくなってくるために、恐らく雲散霧消しつつあって、時間が経つとともにこれがはっきりしないと。これは阪神でも中越地震でも、その後の問題というのがなかなか決まらないということがあるわけですが、恐らく今回の問題の大きな展開を考えるとときには、その問題はかなり大きな問題として残るのではないかと。制度の問題だとか罪の問題だとか、そういうものは相当ここで議論されているし、そして制度はこういうふうにあるべきだという今後の建築確認制度論への改善策というのは出てくると思うんですけれども、多分一番最後に残るのは、さっき言った被害の問題なのかなと思うんですが、この辺については言ってみればクライシスマネジメントに対してどういうやり方をしたらいいとお考えですか。

○榊リスク・ヘッジ 実は、本来あるべき姿からすると、いろいろな誤解を恐れずに申し上げますと、やはり個人の責任の範囲というものも当然あると思います。ですから、それで言うと、国が手厚く支援をなかなかしにくい案件じゃないかと思います。しかし、既に踏み込んだ支援策を提案しておられますので、やはりこれを元に戻すことはできないと思いますので、言ってしまったことをしっかり守っていくということが、ここから先は求められると思います。その中で、ほかのいろいろな瑕疵のある物件等の国民の問題とのバランスも考えながら、これをやっていくしかないと思います。

○寫委員 その場合、つまりバランスが難しいわけですね。国もある程度の責任を認めている、あるいは検査機関も当然あると、自治体もあると。それから、施工業者、売主、それから勿論買った本人たちの自己責任という問題もあると。つまり、責任を負うべき役者が7つも8つもあるわけですね。そのときに、どういう配分比率で、どういう責任を負ったらいいか、ここの議論になると相当きちんとした仕切りがない限りは、なかなか進まないわけですね。進まなくても被害者の人たちが一番困るわけだけでも、ほかの人たちは余り困らない。その間に会社などが倒産したりして、実際は責任を負っているんだけど、責任を負えないという事態も起こってきているわけです。この辺の問題をどう処理するかというのが一番大変だなと。そのバランスをどう決めるかということについても、みんなそれぞれ勝手なことを言っているということになると、これは非常に難しいと思うんですね。その辺はどうですか。

○榊リスク・ヘッジ 一部報道がありましたが、民間の力を利用して建て替えをすると1,000万円ほど安くできるというような報道がありましたので、もっと民間のいろいろな

事業者の力を借りて、こういう対策を考えていく方法はあるんじゃないかと思います。そういうことはしておられるのでしょうか。

○寫委員 要するに、建て替えをかつての施工者がやるのではなくて、もっと別なところからいろいろ入札を求めて安いところにやらせるとかそういうことですか。

○榊リスク・ヘッジ（田中氏） いろいろな知恵を出してもらってやっていくと、いい案が出てくる、民間の方から案は出てくるんじゃないかと思うんですが。

○巽座長 ほかにいかがでしょうか。

○穂山委員 お尋ねします。先ほど罪の認識と展開の予測、それから、対応軸の確立とございましたけれども、加害者の岸と被害者の岸という2つに分けるということですね。私はマンション管理組合の代表で出てきているんですけども、被害者側ということからしますと、今回の対応については、いま一つ不満があり納得できない部分があるということなんです。無過失の被害者が、なぜまた自己負担でいろいろなことをやらなければいけないのかということについて、非常に矛盾をするというところがあるんですよ。こういうことは、今までのリスクというものをマネジメントという形で何らかの対応をしていくとすると、例えば、法律あるいは条例でリスクをカバーすることができるということは可能なかどうか。あるいは、クライシスマネジメントとして、そういうものを将来のために対応させるということができのうのかどうか、全く違う形の見方だと思うんですが、ちょっと意見がございましたらお聞きしたいと思います。

○榊リスク・ヘッジ 起こさないためのリスクマネジメントということで言うと、私は民間の検査機関を導入するときに、もっとセットで厳しくチェックをする仕組みというのを同時につくらなければいけなかったんじゃないかということと、つくってしまったから当然ながら実態というものを把握して、仕事量とかそういったものを見ながら、本当にきちんと仕事がなされているのかというのをチェックしていかなければいけないんじゃないかと思います。ただ、一部の自治体でも同じような見過ごしをしておりますので、どこまでできるかというのはどれだけの力をここに割けるか、パワーを割けるかによると思うんですが、先ほど申し上げましたように、これからの時代というのはここに物すごく力を注いでいかなければいけないんじゃないかと思います。そうすれば、全部は防げないにしても少しは防げたのではないかと。特に姉齒のような偽装というのは、ほかのまだまだ表面化していない偽装と比べると見抜けたのではないかという気はします。

それから、起きてしまったからというのは、先ほど寫さんが御指摘のように、国交省のクライシスマネジメントと住民の方のクライシスマネジメントは全然別な話なので、すみ

ません、今回は御要望が国交省や自治体のクライシスマネジメントについて話してくださいと言われたので、そういう立場でお話ししているのですが、それは勿論きちんとステップを踏んでいけば、先ほどから申し上げているように、被害者の方にもこれほど不愉快な思いをされなくて済むような展開になったのではないかと思います。

被害者の岸、加害者の岸ということは、2つに分けるということではなくて、当然ながら住民の方は被害者であると、この順番に並んでいるわけですね。自分たちがどこに位置するのか、住民の方以外は全部加害者の岸なんですけど、その発想を持って言動していくということが私はとても大事だと思います。勿論、それですべて経済的に救われるわけではないんですが、精神的に救われる部分というのはもっともっとあったのではないかと思います。

○大河内委員 今のお話なんですけれども、責任の順番を自分で位置を確認するところが、今回の責任があると言われていた方たちの間で全然順番の認識が今もできていないのと思うんですよ。それで、自覚するということがどういうふうにしたら自覚ができるのだと思われませんか。

○榊原委員 1つは、個々の方々がそれをすることだと思うんですが、やはりそれができていない場合は、その辺りはどこかがイニシアチブを握ってやるしかない。そうすると、私は国交省だと思います。関係者を呼んで、どういう位置付け、例えばユーザーとシノケンというのは同じような状態にあったにもかかわらず、位置関係が全然変わってきてしまった。イーホームズと東日本住宅評価センターもそうだと思うんですが、その辺りの認識ができていないところがピントのずれた発言をするので、左を加害者とするならば、一番左の端の方へ行ってしまうと、住民の方々を苦しめるということになってしまっているのだと思いますので、個々の方が認識することと、それができなければ誰かがそれを教えてあげるしかないんじゃないかと思います。

○巽座長 よろしゅうございますか。ほかに御意見ございませんか。

○井出委員 最初に2つほど誤解がおありのようなので、それを先に申し上げてから1つ質問したいと思います。

1,150 万戸、これはもう阪神大震災直後から耐震は大変だよということで、これは常識的にみんな多分知っていることだと思うんですね。

それからもう一点、マスコミのことなんですけど、わかりやすい記事を書くのに苦労してとおっしゃったけれども、難しいものをわかりやすく書くのは記者として当然のことでありまして、向こうの言葉をそのとおりに伝えるのであればメッセージボーイですよ。

だから、マスコミというふうにくくられたのだけれども、マスコミのほとんどはそういう意味では十分に自分が理解がしないものをそのまま字にすることはしないし、したとしてもデスクもそれを受け入れません。勿論、御批判は御批判として十分私も肝に銘じますけれども、そんなものを書くような人たちはあくまでもマスコミではない。今おっしゃったように、わかりやすい言葉でなければそれを伝えることもできないような人は、マスコミ人ではないと御理解いただいていいと思います。

質問は、やはり人命に関するような事柄は、必ずしも民間に委託しなくてもいいんじゃないか。つまり、民間に委託するものと、そうでないものというのは、やはりどこかで線引きがあるというのが私の理解なんです。そういう意味で、これはそういう場合に、あえて民間に配付するような性質の仕事であったのかどうか、そのことを意見を伺いたいんですが。

○榊リスク・ヘッジ 私もそう思います。規制緩和と民間委譲というのはどんどん行われておりますが、やはり移管してしまうといけないものも当然ながら、民間というのは競争の中で成り立っていますので、競争すればどうしても置き去りにされるものもありますので、やはり移管してはいけない部分もあると思います。

○井出委員 ありがとうございます。

○巽座長 ありがとうございます。大体御意見も出たようでございますので、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

(榊リスク・ヘッジ 退室)

○巽座長 では、続きまして、日経アーキテクチュア編集部から御説明をお願いいたします。

○日経アーキテクチュア 日経アーキテクチュアの高津と申します。日経アーキテクチュアで副編集長をやっておりまして、今回の偽装事件が起きてから連続して何度か特集記事、その他記事をまとめておりますけれども、そのデスクをやっております。

今日は、建築の専門家に対するアンケート調査等を行っている数少ないメディアということで、その部分を中心にどういうふうに建築界が今回の事件をとらえているのか、それから、どういったところが課題だと感じているのか、そういったことをお手元の資料1、こちらはアーキテクチュアで今まで掲載した記事ですけれども、これをベースに御説明させていただきますと思います。

冒頭、一番最初のページ、これは事件が起きて比較的早い段階、公表された後12月1日から7日の間に調査したものです。回答者数が567名、これはほとんど建築の専門家、

いわゆる建築士と言われている方個人をベースにアンケートしております。ですので、会社全体でというような答え方とかそういうことではございません。建設会社にいらっしゃる方、もしくは官公庁にお勤めになっていらっしゃる方も含めて、個人としてお答えいただいたものです。冒頭、特異なケースか、氷山の一角か、いわゆるこういった偽装事件が一般的に建築界の中で行われているかどうかという認識を問うたものですが、この時点では約半数がいわゆる氷山の一角だと思っている、思わないというものが35.6%というトータルの数字になっています。この文章の中では日経新聞の方が調査したアンケート調査の数字も記載しておりますけれども、一般の方々がいわゆる偽造がもっとあるんじゃないかと思っている数字に比べると、当然専門家の方はそういった形の数字は非常に少ない。つまり、姉齒事件は特異なケースだと信じたい気持ちが非常に強い。裏を返せば、やはり建築の専門家としてプライドを持ってきちんと仕事をされている方が相当数いらっしゃいます。そういう方々からすると信じがたい事件であり、大半の方々はそういうことというのは起こり得ないと思いたいという気持ちが強く出たものと認識しております。

ただ、そうは言いつつも、置かれている状況が非常に厳しいという、いわゆる仕事を請ける立場として、非常に強いプレッシャーを感じているということは多くの方が認識しておられるところがあるので、そういったところから氷山の一角のような形になるのではないかと認識していたように思います。

現実にはこの後、福岡のケース、札幌のケースと、次々にそういう偽装の問題が指摘されているような状況になっておりますので、今のタイミングで仮に同じアンケートをやると、当然氷山の一角というふうに思う方が非常に増えるところだと思いますが、多くの専門家というのはきちんと自分の仕事にプライドを持っていて、信じたくないという気持ち、それが一般の方々に比べれば多いといったことを一応強調させていただきます。

資料2枚目、3枚目のところですが、こちらと同じ時期に行った調査です。あえてこれは編集部の方で実際にこういったことというのが頻繁に起こっているのではないかという感覚の中で問うたものですが、まず、左上にあるように法令に違反しても構わないという指示を関係者から受けたことがあるかどうか。つまり、違法の要求というものがあるかどうかということですが、これは回答した方の中の4分の1強の方が、そういったことを経験している結果となりました。数字の多寡を考えますとどうとるかというのが悩ましいところかとは思いますが、実際に4分の1強の人からそういう要求を受けているということです。

その中身を分析したものが右にあります、誰から法令に違反しても構わないとの指示

を受けたか。あったという4分の1の方のうちの約4分の3、74.5%の方がいわゆる建築主、発注者と言い換えてもいいかもしれませんが、そこからの指示です。そういう形で受けていると。実際は構造耐力に関するものということでいくと、そこを違法しても構わないという指示を受けたものは、中段にありますけれども6%と必ずしも多くないので、今回の耐震偽装のものに直接絡む数字とは一概には言えないかもしれませんが、建築界の置かれている建築主に対する対応が厳しいところ、見出しにも書いてありますが、違法を指示する建築主がいて、それにやむなく屈する設計者、そういう立場に置かれている方がかなりいるということは言えるのではないかと思います。

あと、右下に書いてありますが、やはり大小にかかわらず、これは構造に限らず建築申請図書の偽造・偽装をしたことがあるかという問いですが、これに対しても12.7%の人が本当にささいなことも含めてですが、そういったものを行っているという結果がでました。これはとりよによっては建築界のモラルのある部分の低さということを表していると言えると思います。

それから、3枚目になりますけれども、ここはポイントを幾つか絞ります。この中で右下にある表ですが、事件を受けて抜本的な改正が必要だと思う法令や制度はどれかと事件直後に聞いた中で、67.3%の方が確認検査制度についての抜本的な見直しが必要だと認識されています。それから、続いて建築士法及びその補償制度や賠償保険制度といったものも37.6%、35.6%という数値で抜本的な改正が必要だという結果になりました。現行の制度というものが必ずしも実態に則していないという、建築界の中では比較的昔からそういった認識があって、今回の事件というものがそういったものを背景にしながら起きてきたという認識は持っていると言っていると思います。

資料4枚目、5枚目は同じアンケートの中で個別の方々からの意見ということで、実際には567人のうち300人以上の方からこういったコメントを寄せていただいているんですけども、代表的なものをこちらの方に載せました。見出しに幾つかあるように、とにかく責任と義務が非常にあいまいな状況にあるということを知っている方が多い。それから、特定行政庁や指定確認検査機関のチェックの在り方も十分とは認識していない、そういう声が非常に多かったです。

それから、構造計算に関してはブラックボックスになっていて、なかなかわからない部分がある。偽造があると頭から思っていれば、そういったチェックも可能でしょうけれども、そういったものが頭の片隅にない状態でチェックをした場合というのは、なかなか偽造は見抜けないのではないかと指摘もありました。

実際にそれが次のページにある座談会のところでも指摘されました。これは専門家の方に結果的に覆面という形になりましたけれども、日経アーキテクチュアとテレビ東京の共同で「ガイアの夜明け」という番組の際に行った座談会の際に話された内容を簡潔にまとめたものです。その中でも事業者に対する発言力が設計者は非常に弱いということ、それから、今回の偽装は、やはりローコストのプロが見つけているというところ、つまりそういった方じゃないとおおよそ発見できなかったということが指摘されていることがポイントになるのではないかと思います座談会の最後には、これは多分多くの設計をやっておられる方々皆さんに共通していることだと思いますけれども、現状の制度については極めて責任の範囲が不明瞭であって、制度自体もそれを担保するような形にはなっていないという指摘もありました。きちんとした責任を明確にした形での透明性のあるそういった制度の整備が急務だと言えるのではないのでしょうか。

次のアンケートは、もう少し時期を置いて実施したものです。時期を置いてと言っても、その後1週間ぐらいの話ですけれども、12月13日から19日に実施しました。事件を受けて通常の業務にどのような影響が出ているのかという趣旨で行ったものです。直接この委員会のお話に関連する内容かどうかというのがありますので詳細ははしりませんが、基本的に発注者は、設計者に対して一気に信用が置けなくなったというような対応が、確認及びそのプロジェクトを通じて指摘されております。

事件直後に一番多かったのが、特に構造関係の設計を誰がやったかという問合せが異常に多くて、過去実際に手掛けたものについてリストをすべて出せというような形の要求を発注者から受けたという設計者が非常に多かったということが、ヒアリングもしくはアンケートの中で浮き彫りになりました。

その次のページから3ページにわたって資料を出させていただいた部分、これはこれから先の今回の失墜した信頼をどういうふうに回復していくべきかという特集を1月23日の号で実施したんですが、そのときの最終的な総論的まとめに相当するページのコピーです。基本的に今いろいろな制度が確かに検討されていて、それを細かく詰めていただくことも非常に大事なことなんですけれども、最終的には各専門家がモラルを持ってきちんと発注者及び住み手の方に対して誠意ある形の対応をしていくということが一番大きなポイントになるであろうということで、編集部からのメッセージも含めて指摘しております。

それで、実際にアンケートの中でもそういった自発的な取り組みをどういうふうに行っていくのかということでお寄せいただいた意見を、一部を抜粋して誌面に載せております。



その中でもやはりポイントになるのが、発注者の意識をとにかく変えていかないことには抜本的な解決にならないことです。つまり、安かろう、悪かろうというようなものでもいいのだというような形で依頼してくるものに対して、設計者の方が強くそれに抵抗できていない現実があります。そこを少しでも変える形での取り組みというのが、今まで以上に専門家には問われているのではないかということを経験していただける専門家が非常に多かったです。

それから、信頼を受けていない中で、信頼を得られるような形で仕事のやり方を変えていくというふうにおっしゃっておられる方もかなりいらっしゃいました。例えば、木造の住宅、四号建築と言われているものですが、構造計算書は今は添付されておませんが、そういったものにもやはりつけていくべきではないかというようなことをおっしゃっている方もいました。それから、実際に顔が見えるということを意識して発注者との打ち合わせの中できちんと構造設計者の方が出て行って、どういうスタンスで仕事をしているのかということもちゃんと見てとっていただくような形、そういうようなものが大事だという意見もありました。

あと、次のページですが、社会活動を通じて情報を発信する、職務の向上を図る、こういった方向での取り組みというのが大事だろうということを経験していただける実務者の方々が言っております。こちらでそうした方がいいと投げ掛けて言っているわけではなく、自発的にこういった意見がたくさん出てきているということ、ここは強調しておきたいところです。

次の「FRONT LINE」と書いてあるページですが、これは一般の新聞等と言えば社説みたいな形に相当するような内容になるかもしれませんが、編集部として当時の編集長であった平島の方から読者に向けてメッセージという形で載せたものです。見出しにありますように、社会の信頼回復は自らの仕事の改善から始まる、是非そういった形で専門家としての地位、きちんとしたスタンスを社会に発信していくことが大事だということを経験していただきました。

これはちょうど皆さん御存じの東横イン等々の話が出た直後ということもありまして、やはり本来建築というものは良好な社会資産をつくるということ、ここで合意形成がきちんと関係者の間でできていないと、きちんとしたものにはならない、ここの部分に意識の乖離があることというのが結果的に今回のような事件につながっているということが大事なことだと思います。そこで、もう一つ厳しかったのが、発注者の方々とそういった意識が共有できていない現状として建築界の力のなさだということになります、そういっ

たことを発注者の方々にきちんと伝え切れていなかった現実が、今回の中ではっきりしたのではないかということです。利用者、居住者のことを本当に考えて、その部分に応えるべく職のプロとしてきちんとそういったことをやっていけるかどうか、後段の方でありますけれども、まず、そういう利用者のこと、自分が設計・施工する建物は本当に利用者、居住者の使い勝手が考えられているか、近隣や町並みのことを考えているか、それから、仕事の中身が建て主にわかりやすいか、建て主に言うべきことを言っているか、建て主の社会貢献に寄与しているか、こういうスタンスでやはり専門家がきちんと襟を正してやっていかないことには、多分信頼回復というのにはあり得ないということ、ちょっと一般的なきれいごとになるのかもしれませんが、やはりそういったスタンスというのは明確にしておかなくてはいけないと編集部はとらえております。

あと、その後に2枚ついているもの、これは直接耐震偽装の話ではないんですけれども、この事件を受けた後、いわゆる構造設計者と言われる構造技術者の方々は、一体この事件をどういうふうにとらえているのかという、やはりこれもアンケートをいたしましたので、そこで出てきている結果をまとめているものです。ポイントだけ申し上げますと、356人の方にお答えいただいたんですけれども、偽造事件を受けて業務環境がよくなるというふうになんとも見ている方が多い。ただ中身、実際には制度、司法を含めてですけれども、いろいろな制度の方の改善も伴った上で実際にはそういう形のもので獲得できると期待しているということです。今回の偽造事件が何らかの転機になるというふうには皆さん考えておられるところがありまして、大きなところでは期待を寄せる業務環境の変化ということとていくと、技術者の権限と責任を明確にする法整備を期待されておられるというのが62.9%と一番数字が大きくなっています。あと、懸念する業務環境の変化ということで、建築確認検査機関の審査が必要以上に厳しくなる、68%の方がそういうふうに見ているという結果になっております。この辺も是非、数字をごらんになられて、どういうふうにとらえているのかというものの参考にしていただければと思います。

最後の2枚というのは、やはり構造技術者が今置かれている現状が非常に厳しいという数値を一つ示すような指標ということでおつけしたものです。調査をした対象が基本的に日本建築構造技術者協会の方々を中心にしておりますので、実際に紙面にした後に読者の方々からはかなりレベルの高い人の数字ではないかという御指摘は受けております。確かにそういう面はあるようには思います。ですので、年収ベースでいくと50歳以上の方々ということなので、それなりの数値になっておりますけれども、若手ということで考えれば報酬的には必ずしも高くないという状況というのは、現実のものとしてあるのではない

かと。こういう状況の中で、果たしてどれだけきちんとした仕事ができるのかということを考えていったときに、検討すべきことというのが幾つか出てくるのではないかと編集部の方でも考えております。

ざっとまくるようにお話をしてきましたけれども、1つだけ付け加えさせていただくと、またアーキテクチュアの方でこれからも専門家の方に向けてアンケートの調査を実施する予定です。でありますけれども、現状の制度ですとか考え方みたいなものについて今のところの取材の感覚の中で申し上げますと、先般、日本建築学会が3月10日に中間報告ということでおまとめになられたものがあります。中身を読ませていただいたんですが、多くの専門家の方々が指摘されているポイントは大体網羅されておられるようなところがあって、感覚的には多分、学会の指摘しているところというようなものが大勢の意見というふうに考えてもよからうかなと思っています。細かいところに関しては当然意見の違う方がいらっしゃいますけれども、学会が今ポイントにしている部分というのがやはり幾つかありまして、建築生産システムを自ら改善していく仕組みづくり、建築実務者のモラル、そこにやはり向上の最大のポイントがあるということ。それから、確かに効率的な法令、規制を実施することというのは大事ですけれども、やみくもにそれを強化することだけで本当に今回のような事件が防止できるかどうか、その部分はよく議論していかないといけないのではないかとということ。それから、3番目として保険制度などによる被害者救済制度の整備、これは全く今まできちんと建築界の中で担保されていなかった部分です。この部分はやはり今回の事件を受けた以上、何らかの形できちんと整備しないと、最終的にエンドユーザーの方々に迷惑を掛けるということにつながるということで、こういった整理のされ方及びそこについての課題ということでの論点整理としては建築の設計をやっておられる専門家の方々からすると、ポイントとしては近いのではないかと現時点では思っております。

これからまた議論を学会の方でも3月20日におやりになられるようですので、それをまた取材させていただいて、引き続きこの問題を追い掛けていくつもりではおりますけれども、現状ということでわかる範囲で報道してきたことということで御説明に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○巽座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆さんから質問をお受けいたしたいと思います。

○和田委員 この中に構造設計士の資格の話が時々出ていますけれども、国家資格にすべきか民間の資格でいいかという辺りはアンケートされたでしょうか。

○日経アーキテクチュア 国家がいいのか、民間がいいのかということのバックデータになるような直接的なアンケートは実施していません。ですから、数字はないです。ただ、取材の中でいきますと、当然なのかもしれませんが、構造設計者の方々の多くは、やはり国家資格としてきちんと認めてもらう形というのが大事だろうとおっしゃる方が多いです。

○和田委員 ありがとうございます。

○巽座長 ほかにございますか。

○小谷委員 構造設計者にアンケートをとると大体こういう結果になるだろうと思うのですが、最大の問題は建築主と構造設計者の間の意思の疎通というか、構造設計者が望むようなことが必ずしも建築主が望むこととは同じではないということが非常に大きいという印象を受けましたけれども、建築主に対してこのようなアンケートをやられる意図はございませんか。

○日経アーキテクチュア ごめんなさい、今の建築主というのは。

○小谷委員 発注者です。

○日経アーキテクチュア いわゆるマンションの発注者ということですか、それとも居住者ということですか。

○小谷委員 今回の構造技術者にどこから一番圧力が来ているかというところを見ますと、建築主だとか建設会社とか、構造設計者じゃない人たちからの圧力が非常に大きい。そういう人たちがどう考えるかを改善していかない限りは、構造設計者の地位が向上しないと思うんですけれども、その辺に対して何か取材されたことはございませんか。

○日経アーキテクチュア 御指摘のとおり、発注者の方からそういう指摘が実際にあるわけですが、これはアンケートでとつても、例えば会社単位でとると、とてもまともには答えていただけないという現実がありまして、個別にお話を聞くというケースというのはあると思います。ただ、当然、正攻法で取材している中では、こんな問題を起こしてはまずいのでということで、うちはそんなことはしませんよということは表ではおっしゃいますけれども、トラブルが起きたときには対応なさるというところは当然多いんですが、例えば、自発的に今回のようなことが起きないような形の発注方式に改めようとかそういった方というのは、まだ取材している中では非常に少ない、少数派という印象は受けております。

○井出委員 非常に面白い調査というか結果で、私も非常に興味深いんですが、ここで何回か出てまいります確認検査制度への不信が根強くて、根本的な見直しをということが出

ておりますが、これをぱっと見た中では私の理解力が足りないせいでしょうか、具体的にそれはどういうことを指し示しているのかがよくわからないのですが、具体的にどんなところだというふうに。

○日経アーキテクチュア 数字で言うと 67%という数字になっていますけれども、すべてが同じ方向を向いて言っているわけではないので、幾つかの意見があると思います。代表的な意見で言うと、まず果たして確認制度そのものが必要なのかどうなのかというところがあります。確認をなぜやる必要があるのか。つまり逆に言うと、設計者というのは建築基準法等の法律をきちんと守る形でやっておりますし、そこに責任をきちんと持たせて、逆にそこで違法行為をやった場合には強烈な罰則が来るといような構造の中で、あえて確認をしなくても担保できるのではないかという意見です。一方、民間確認検査機関に対して非常に抵抗感を持っている方もいらっしゃいます。これは特に近隣紛争等でマンションなどの場合は、ちょっと専門的ですけども、集団規定と言われるものと単体規定と言われるものが大きくありますが、単体規定の部分はいいにせよ、集団規定の部分というのは果たして民間確認検査機関でやっていいものかどうなのかと。そういったところを非常に根強く問題視しておられる設計者も当然おまして、そういったところを含めて、今回の件で民間確認検査機関への確認業務の委譲というところを見直した方がいいんじゃないかといった意見もあります。

○大河内委員 構造技術者の方たちのアンケートなんですけれども、これからどう変わるというところで、悪くなると答えた方の方が少しだけ多いですよ。変わらないという方たちを足していくと。大体同じような数字ですけども、悪くなるとか変わらないという方が結構いるんですが、それは今おっしゃったような建築確認の審査が必要以上に厳しくなるとか、その次の本来業務以外の仕事が増えるとか、ここに出ているいろいろな自由度が低下するとか、技術者の責任が重くなるとかいろいろ出ているんですけども、その中身がよくわからないというか、本来業務以外のこれから仕事が増えたり、自由度が低下したりしていくということを想像される方の具体的なところがわからないんですけども。例えば、小さな事務所に仕事が増えなくなるとか、そういうことが予測されるわけですか。

○日経アーキテクチュア 今の項目で、更にもっと具体的な話ですか。

○大河内委員 ええ。言われていることが、リアルによくわからないんです。

○日経アーキテクチュア 懸念される業務環境の変化というところに出している項目の中で、出ているものがわからないということですか。どう御説明したらよろしいですかね。いわゆる構造設計の業務をやっていらっしゃる方の中で、今のままのスタンスの中で、仮

に改善をされたという形で制度が変わっていった場合でも、やはり発注者からの信頼というようなことを考えたときに、今おっしゃられたように業務が厳しくなる部分以外に、過当競争と言ってはおかしいですけども、やはり構造技術者の中でも信頼できる人というのが非常に少なくなっていく。目が厳しくなればそういった形になるわけですが、そういったところで自分が枠の中から外れてしまうという不安を持っていらっしゃる方というのも、それなりにいらっしゃるということだと思います。これは先ほど申しましたように、JSCAの方を主要なメンバーに聞いておりますので、非常に技術的にも能力的にも高い方がお答えにはなっているんですけども、それでもやはり構造に関しての厳しい一般の方々からの要求があったときに、果たしてそれにきちんと対応できるのかといったときに、若干懸念されているというか不安を持っていらっしゃる方も実務者の中にはいるというお答えでよいでしょうか。

○大河内委員 ありがとうございます。

○寫委員 4～5点あるんですけども、1つは、この結果に私は非常に驚いたんですね。要は、氷山の一角だと思う人は5割もいると。それから、法令違反をしても構わないと指示を受けた人が4分の1もいると。それから、実際に偽装した人が13%いると。これは日本のものづくりの伝統から言うと、いかに不良品を少なくするかということに日本の製造技術のすばらしさというか、それが競争力を強くしているのに、この数字は余りにも多いので、私はちょっとびっくりしたんですね。しかも、プロの人が答えているということは、本当はもっとあるんじゃないかと逆に思ってしまうような数字なんですけど、そういうことがまず1点あります。そういうことは建築業界の中ではある種常識なのか、ほかの製造業で言うところの常識外れだと思っただけけれども、建築業界でそういう雑誌に携わっていると、こういうものはかなり常識というふうにとられるのかどうか、これが1点です。

それから、2点目は、これは日本の話ですけども、海外では検査機関の在り方だとかあるいは業者のモラルだとか、こういったようなものと比較したような特集とか、あるいは調査をしたことがあるのかどうかということですね。あった場合は海外はどういう状況になっているかということが2点目です。

それから、3点目に、さっき学会の話から提案が出ています。学会がそういうことを言うのはわかるなと思うんですけども、このアンケートその他を見ていると、やはり業者だとかあるいは建築主だとか施工業者とかあるいは設計者、こういった人たちがどういうモラルを持つとか、どういう運動を起こすかということが私は大事だと思うんですね。

今までもいろいろな業界でいろいろな問題が起こってきましたけれども、やはり法律をつくるという問題はあるけれども、同時にその業界が自主的にこういうふうには法律をつくり変えようとか、こういう運動をしようとか、そういうのは必ず私は起きてきていると思うんですよね。電力だってそうだし、いろいろな鉄鋼だとかそういうところでも小さな事故が起これば必ずそういうことは起こるし、JRの場合などでもそうだと思うし、外食産業でもそういうことが起こっていますよね。今回の動きを見ていると、建築業界とかあるいは建築設計士業界というのでしょうか、業界として何か意見を挙げていると、個人個人アンケートをとればこういう意見を述べるかもしれないけれども、団体としてこの業界をもっと向上させて、国民の信頼の負託に応えるようにしようじゃないかといった運動が起こっているようには全く見えないんですけれども、これは実際はやっているけれども見えないのか、やっていないのか。そこら辺の自主的なことがないとなかなかよくなりません、逆に言うと、これも結果としてこの委員会のことがどういう法律になるのか知りませんが、住宅審議会でもやっているわけですね。多分、制度改善の法律とかそういうものが出てくる。そうすると、全くそういう土壌がない業界が突然そういう法律をつくられば、今度は多分、政治を通じて何か圧力を掛けて法律を変えようというような動きに出てくる可能性というのは、私は非常に強いと思うんですよ。今までのゼネコン業界とか遅れた業界というのは必ずそういう手法をとるわけですね。その辺のことも含めて、一体業界自身というのはそういうことを起こそうとするのか、そういうキャンペーンも張っていただきたいなという気もするんですけども、そういうことが一つです。

それから、最後にもう一つ、ここでも何度も議論された話ですけども、一般の車とか家電製品とかそういうものは、みんな自分たちで実際に買って、調子が悪ければ取り替えてもらうとか、あるいは品質保証の期間があつて、会社へ持っていけば自動車だって替えてくれるということがあるわけですね。ところが、住宅に関しては、我々はモデルルームでデザインと間取りを見るだけで、構造だとか土台だとかそういう品質保証に関するということは全くわからないまま、一生に一度の最大の買い物をしているわけですね。その背後にある考え方というのが、やはり善意というかそういうモラルを冒すようなことはしないだろうというのが基本的な前提にあるわけだけれども、それが崩れてきてしまったということになると、そういう一般に言われる製造物責任だとか、あるいはトレーサビリティというのですか、誰が建築施工業者で、誰が設計をし、デザインをしたのか、こういうものは何十年かちゃんと図面も持っていてそれをオープンにするとか、そういうようなことも多分必要になってくると思うんですけれども、そういう製造物責任というようなも

の考え方と業界での考え方というのは、全くそういうものを意識しようとしていないのかどうか、その辺も含めて大体その4～5点をまずお聞きしたいなと思います。

○日経アーキテクチュア まず、確認しつつですけれども、1点目、こういったアンケート結果に出てきていますけれども、それが常識化しているかどうかということですが、2点目とも少し絡むかもしれませんが、いわゆるこの業界の中で一般の製造業等々と比べたときに、明らかにモラルというところで言うと1品生産という言い方をよくして逃げるんです。工業製品ではないという、一つの場所に一つのものをつくるという形で建築はつくりますので、当然品質に関してもかなり頑張っておられるところはあるんですけども、一般の製造業に比べてきちんとした品質管理ができていいのかということになると、やはり疑問を持たざるを得ない現実はあると思います。今回は、設計の段階での偽造というものがあつたわけですが、建物の欠陥というレベルでものを考えたときに、いわゆる施工の瑕疵というレベルで考えたときには、相当量のもので出てきているわけですし、それをごまかそうというようなものは、これまでも日経アーキテクチュアでも度々報道してきていますけれども、いろいろな意味で問題点があるということは間違いなく言えるのではないかと思います。

それから、海外との絡みという話になりますが、こういった比較の記事までは我々は実際にはできていません。学会の方では、そういったことを緊急に調査されるというお話も聞き及んでおりますので、諸外国のいわゆる確認制度との比較、余り日本のように建築確認というようなやり方をしていないとは聞いておりますが、圧倒的に許可という形で進んでいるものが多いようです。それから、実際に瑕疵等がどのくらいの割合で出てきているのか、そのときの補償をどういう形でやっているのか、こういったことは非常に重要な問題と思っているので、我々もチャンスがあれば取材したいと思っておりますが、現状では学会の方でやっていただく調査というのを待っているというか、期待しているという状況です。

それから、団体の方の運動ということですが、これは今御指摘のように、なかなか表に見えてきていないという話はあるかもしれませんが、現実には今回のこの偽装を事件を受けた直後から、各団体ともどこに問題点があつて、これからどうすべきかということとは度々記者会見等も開いておりますし、かつてないような形で積極的に発言されているとは思っております。我々も都度、記者がそういう会見に行つて、どういう方針でやるのかということについては報道もしておりますけれども、今いろいろな新聞、一般メディアの方もいらっしゃっていますが、そちらの方ではなかなかこういったものを取り上げてい



ただ、補足しておきますと、建築の専門家、いわゆる設計士であったり、構造設計者の方も含めていわゆる建築士という概念の方々、そういった方々は非常に問題意識を強く持っておられて、いろいろな発言をされておられます。新しい制度についての政策提案的なものを実際にされておられる方もいますし、基本制度部会の方のパブリックコメントにも相当の数でお寄せいただいているのも、そういった方々が多いのではないかと思います。ただ、建設業界、いわゆる施工をやっておられるところであるとか、不動産業界の方というのは一連の事件が起きた後はほとんど発言をされておられません。どうするのかということに関しては当たり前のコメントはしていますけれども、具体的にそこに踏み込んだような発言というのはほとんど出ていないと思います。我々も逆に言うとそういう団体ではなく、個人ベースのところでお話を聞けるのが精いっぱいということですので、建築界全体、建設や不動産を含めて発注者や施工を含めたところでの発言ということになると十分ではないという認識でございます。

○ 鳩山委員 その場合は、委員とかいろいろな人が発言しているという話、建築業界とか施工業界は別として、それは個人として発言しているんですかね。私が思うには、こういう不祥事が起こるといろいろな業界とか会社というのは、そのための委員会をつくったり、経団連でもいろいろな不祥事が起これば必ず委員会をつくって、そこで全会員に知らせるというようなことが、実はモラル向上運動だとかそういうことで非常に大きいわけですよ。だから、個別の会社が個別に社長が個人的なコメントをするというだけでは、私はなかなか運動にならないと思うんだけど、その辺はいかがですか。

○ 日経アーキテクチュア ちょっと確認がとれていませんので軽々には言えないかもしれませんが、我々の方で今取材している限りでは、きちんとした建設関係の大きな団体で、こういう形でモラル向上を求めるといようなことが発言としては出ていないんじゃないかと思います。

○ 鳩山委員 多分これは氷山の一角だと、この人たちがこういうふうにいるとすれば、国民はそれを見た途端にもっとあるんじゃないかと当然思いますよね。そうすると、マンションを買うにしても何にしても、これからはもうちょっと気をつけようということになり、業界全体が危機になる可能性はあるわけですよ。そういうことを考えると、何か危機意識が薄いなという感じを持つんですけれどもね。

○ 日経アーキテクチュア さっき言われたアンケートに対するお答えでもあるんですけれど

ども、法令に違反しても構わないという指示がどのような内容のものでしたかということに対して、単体規定とさっき高津が申し上げたものに対して、かなりの数で集団規定に対してよりも多く違反をしているという内容になりました。この単体というのは建物固有のもので、採光とか換気とかシックハウスとか、周りに対して影響を与えない範囲であれば、多少目をつぶる部分もあるのかなというのが実際としてはあるようです。そういう意味で、建築確認というのが周りに影響を与える集団規定というものに限る、あとは単体の方はできるだけ実際のモラルに任せて、あとは事業主も含めた建築界全体のモラルアップの方に任すという方向でやっていって、逆に集団に関しては確認という、見るというのではなくて、行政がちゃんと見て許可をするという方向でいけばいいんじゃないかという声は建築界から出ています。

○日経アーキテクチュア 今のは製造物責任の話に絡むところだと思うんですけども、確かに建築物についての製造物責任は、PL法の枠の中には入っていません。ただ、住宅に対しては、品確法で10年の瑕疵担保が付きましましたので、その部分があって、それを例えばマンションを売った事業者がきちんと責任を取れば、そういう問題というのはある程度解決できる。その意味では、制度的にはある程度のは進んでいると思うんですね。それが履行できていないとか、場合によっては会社がつぶれてしまうというような不自然さというのがやはり今回問題になっているわけですから、その部分を担保するようなものというのを考えていくのが大事なのかなとは思っております。ちょっと視点が違いますか、ごめんなさい。

○小谷委員 罵委員から、アンケートの半分ぐらいが、こういうことが日常起こっているというお話があったけれども、このアンケート調査が6,000通送って、600通ぐらいの返事しかない。その中の半分ぐらいが、こういうことが起こり得ると回答している。そのアンケートをした人たちのコメントを見ていると、35歳とか40歳と比較的若い人がいろいろなコメントを述べているという感じを受けます。最後の方で、幾らぐらい年収があるのかというところを見ますと、大体平均で55歳前後の方の年収がそこに出ているという感じを受けました。このアンケートでこのぐらいの回答者からこういう結果が出たということは、どう評価したらよろしいのか、御意見ございますか。あるいは、アンケートに答えた人たちというのは、大体建築家の一般的な答えと判断していいのかどうか。その辺について何か分析した結果がございませうでしょうか。やはりこういうものを出す以上は、その分析が当然あってしかるべきではないかと考えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○日経アーキテクチュア 回答者の属性を含めてですけれども、一応基になっているものはあるんですが、6,000通に対して567ですから約1割ということですから、緊急のこういう調査を実施したときに、このぐらいの回答数になるというのはアーキテクチュアの中ではそんなに低い数値という認識はないです。実際には2割ぐらいというのが一番理想的なんですけれども、最終的に割合というよりは567人の方が答えていただいているというところで、それなりの説得力というものはあるのではないかと。属性についても、特に偏った属性になっているわけではないので、一般的な建築士、冒頭に申し上げましたけれども、個人としての建築の設計に従事されている方が大半になりますが、その方々を代表するようなアンケート結果にはなっていると思っております。

○小谷委員 建築家の中で構造設計者と意匠設計者あるいは設備、いろいろありますけれども、その中では大体均等に分布しているんですか。それとも数から言えば圧倒的に意匠設計者が多いわけだけども、アンケート回答者はどんな分布なんですか。

○日経アーキテクチュア 意匠設計者の方がやはり多い形にはなっております。567人のところで言いますと、意匠設計事務所に勤めている意匠設計者というのが328人ですので、半数以上はそういう方ですね。それから、構造設計に従事されている方というのは全体の約6%ぐらいですので、実際の建築の設計に従事している人の割合というところで考えても、そのぐらいになるんですかね。20万人で5%ぐらい、1万人ぐらいの方が構造の方になっているので、大体そういう意味で言うと、建築の設計事務所とか設計業務に携わっている方のそのままの縮図というような形ですね。

○小谷委員 どうもありがとうございます。

○巽座長 よろしゅうございますか。

それでは、私から1つ簡単なことを御質問したいんですが、日経アーキテクチュアと言えば建築の専門のジャーナリズムで随分長く活躍しておられますよね。私も実は読者であるんですけれども、それだけにこういった問題についての取り組みに大いに期待を掛けているわけです。今回は、こういう構造設計者等に対するアンケートをされたわけけれども、日経アーキテクチュアは長年この方面の専門家として、ジャーナリズムとして活躍しておられるわけだから、建築界とか不動産業界とかいろいろなことを隅々までよく情報を集めて知っておられるんじゃないかと思うんですね。だから、独自の見解というものをお持ちになっているんじゃないかと思うんですよ。ここではFRONT LINEに書いておられるけれども、これは非常に穏やかな普通の文章で、ちょっと切り込みが足らんのかなと私は素人ながら思うんですけれども、もう少しこうした危機的な状況にある建築界

あるいは不動産界に対して、長年専門のジャーナリストとしてかかわっておられる立場からどういうふうにお考えになっているか、率直な話をお伺いしたいんです。端的に言って、この問題は氷山の一角かどうかということの日経アーキテクチュアはどうお考えになっているのか、その辺りを少しお話しいただきませんか。

○日経アーキテクチュア こういった御質問があるとは思わなかったのでちょっと責任が大きくて、なかなかきちんと言えるかどうかわかりませんが、誤解を恐れずに申し上げますと、実際に氷山の一角かどうかということで行きますと、現実今回いろいろな事件が出てきて、数で言えば非常に限られた人たちだとは思いますが。そういった方々を利用して、必ずしもエンドユーザーの業者が納得できるような形ではない、いわゆる偽装及び偽造というようなことに手を染める方というのがある程度いらっしやって、あるボリュームのものをつくっているというのは現実にあると思います。

理想は、あえて不良不適格業者と言いますが、そういった方々を排除できることというのが最も大事なことで、そこを罵さんから御指摘もありましたが、自助努力として業界の団体等がきちんとした倫理規定を持ってそういったもの、実際には団体に所属されていない方が、こういう仕事に手を染めているというのが現実問題あると思うので団体の加入率を上げるということが大前提になるかもしれませんが、団体が不良不適格業者を排除できることが大事になります。また御指摘にあるようにいろいろな制度で、トレーサビリティの話もありますけれども、一体誰がどうかかわっているのか、ここを透明にして、きちんとオープンにしないことには始まりませんので、その中でおかしいことをやった人間がいたら、誰もがチェックできて、それをこの業界の中から排除できる仕組みというのは当然必要になるのかなど。それは思います。

それと確認行政についてですけれども、民間確認検査機関に出すこと、実際の業務量等を考えると、やはりそういったもので頼むべきものは頼んだ方がいいんだとは思っておりますが、それが必ずしもどういう業務を出すのかというのが明確になっていない。実際には明確になっているのでしようけれども、判断に最良が求められる部分、もしくは調整が必要な部分について、民間確認検査機関に出しているのがいいのかどうか。これは先ほどちょっと触れましたけれども、実際にマンションなどの近隣紛争等が起きることを考えると、これは民間確認検査機関に出したことが主たる原因というふうには分析出来ると思えます。公共が直接やっていたらそういったことは起きないということは多々指摘されている部分でもありますし、やはりあえて集団規定と単体規定という言い方をしますが、集団規定については官がきちんと調整をし、単体規定の部分でだけを民間側がやっていく必要が

あるのかなど。民間の確認について国民の方から見ると信頼性を、要するに、お墨付きを得るかのように誤解している部分があると思うんですけれども、実際に建築確認制度というのは許可ではなくて、単にそれを確認しているだけです。きちんと見切れているものでもないことを考えると、これから検討される保険であったり補償といった制度と、今の民間の確認検査のチェックをリンクさせる形で整備すべきだと思います。例えば、理想的な補償、保険制度をきちんとつくって、性能の高い建築をつくった場合には比較的保険料を安くするとか、場合によったら減免するといった、いわゆるインセンティブも含めてつくっていく必要があります。最低の建築基準法だけをクリアするというようなことを目的にしたものではなくて、良質な社会資産になるような建物を誘導しつつ、その性能をチェックする形が必要です。単体の部分も民間の確認検査機関がまさに保険や補償の窓口業務的な形でチェックされていくような仕組みとかができれば、もう少しわかりやすくエンドユーザーの方にも最終的に御迷惑を掛けないものというのがきちんとできていけるのかなというふうに今は思っております。そういった制度の方がいいんじゃないかとおっしゃられる方も多くは言いませんけれども、いらっしゃいます。そういった方々の意見を聞いていると、我々の感覚の中で言うと、非常に建設的な、前向きな意見だなというふうに理解できている、そんな状況です。

○異座長 どうも大変ありがとうございました。貴重な御意見をたくさんいただきまして、ありがとうございました。

議題1につきましては、ここまでとさせていただきます。田中辰巳株式会社リスク・ヘッジ代表取締役、日経アーキテクチュア編集部の皆様方、本日はお忙しい中当委員会に御出席賜りまして、誠にありがとうございました。どうぞ御退席いただいて結構でございます。

それでは、ちょっと長時間になりますので、ここで5～6分休憩をとらせていただきたいと思います。3時50分ぐらいから再開したいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

(休 憩)

○異座長 それでは、まだ少しおそろいになっておりませんが、時間の関係もございまして、再開をさせていただきます。

議題2に移ることいたします。小谷座長代理から、構造計算プログラムの開発業者か

らのヒアリング結果の御報告をいただきたいと思います。小谷座長代理、よろしくお願  
い  
します。

○小谷委員 それでは、御報告しますが、その前に参考資料4をごらんになっていただき  
たい。これは前回、熊本県、熊本市、八代市、横浜市から構造計算に関する建築確認につ  
いてのヒアリングをいたしましたけれども、その中でどういう件数が計算機を必要とする  
物件であるかという資料が参考資料4として出ております。建築確認件数のうち約20%な  
いし25%、4棟に1棟あるいは5棟に1棟が構造計算を必要とする件数というような報告  
が出ております。その中で、構造計算で計算機を使わないとできないようなルート3とい  
うような計算方法がございますけれども、構造計算の建築確認のうち約半分がそういう物  
件である。ですから、構造計算が必要な物件のうち約半分が、これから申し上げる構造計  
算プログラムを使うような物件であるということになると思います。

それでは、資料2について御説明いたします。1枚開いていただきますと「構造計算プ  
ログラム開発会社ヒアリングの概要」がございまして、3月2日に約2時間ユニオンシス  
テムと構造システムという、大手の計算機プログラムの開発会社からヒアリングをいたし  
ました。私のほかに穂山委員、野城委員、和田委員が出席されております。

それでは、その内容について2ページ目から御説明いたします。まず最初に「大臣認定  
プログラムの不具合等への対応」ということが話題になりました。実際には、この計算機  
プログラムというのは非常に膨大なプログラムでございまして、それが全くエラーがない、  
バグがない状態であるということは考えられません。そういう意味で、計算機の中には必  
ずエラーがあるとお考えいただいた方がいい。そのエラーを適宜見つかり次第開発会社  
の方では修正しているということでございますので、まず、そういう問題があるというこ  
とを是非認識していただきたいと思います。

それから、3ページに行きまして、2として「使用者に対する教育」ということが書い  
てございますけれども、その②をごらんになっていただきたい。プログラムを開発してい  
る会社は必ずプログラムの使用に関して講習会などを開きまして、使用者がプログラムを  
正しく利用できるような教育を行っておりますけれども、それはあくまでもプログラムの  
使用に関する教育であって、構造設計のやり方についての教育ではないということをは  
御理解いただきたいと思います。

それから、3番目「プログラム特有のデフォルト値の設定など」と書いてありますけれ  
ども、これは非常に専門的なことでございますので、スキップをしたいと思います。

3ページが一番下のところに「プログラムが使用される構造設計の割合」というのが書

いてございますが、その中で保有水平耐力の計算というのが先ほどルート3という構造計算のやり方ございまして、構造計算のプログラムの約半分がそのために使用されている。限界耐力計算というのは非常に難解な計算方法なんですけれども、それはほとんど使われていないというのがどうも実情のようでございます。

5番目に「建築学会などの技術規準に対する考え方」というところがございすけれども、①を見ていただきたいと思います。建築学会の規準の改正あるいは出版に応じて、プログラムの機能追加などをしておりまして、プログラムをしょっちゅう変えているということでございます。つまり、大臣認定を受けますけれども、その後にエラーが見つければそのエラーを修正するあるいは学会規準などが改正されますと、それに従ってプログラムを変えているということが起こりまして、必ずしも大臣認定を受けたままのプログラムがそのまま使われているというものではなくて、必ず改編されたものがユーザーの方に渡っているというのが実情でございます。ですから、大臣認定というのがどれだけの意味があるのかというのが多少気になるところでございます。

それから、6番目としまして「構造計算プログラムによるモデル化等の限界」というものがございす。①の一番最後に2行ございまして「また、コンピュータで解析する際に、柱や梁などの構造部材を、どのようにモデル化するのは、設計者側の判断事項である」と書いてございます。ですから、構造計算のプログラムがありますと、建物データが入力されて、そして解析が自動的に行われるというのではなくて、構造設計者の判断が入っておりまして、それに従って構造解析が行われるわけです。同じ建物であってもユーザーのモデル化によって違う答えが出てくるというのが当然の結果となります。

5ページ目を見ていただきまして「大臣認定の意義、効果」というところがございす。①を見ていただきますと、大臣認定制度というのは図書省略のための制度にすぎない。つまり、大臣認定を取りますと、建築確認のときに提出する図書を一部省略することができるというそれだけのメリットでございまして、別に建築確認が省略されるわけでは全くない。ただ、提出する書類の量が減るだけであるということでございます。ただし、この大臣認定を受けておりませんとプログラムが売れないという実情がございまして、プログラムを売るためには、どうしても大臣認定を取っておかなければいけないというのが③のところに書いてございます。

続きまして、6ページに行きまして、建築分科会基本制度部会の中間報告について多少書いてございます。①にプログラムというのはあくまでもツールであって、構造設計のための手段ではない。構造計算書には設計者による入力ミス、モデル化のミス、図面への転

記のミス、作為的ではない多くのミスが発生しまして、必ずしもそのまま正しい答えが出てくるものではないということに是非注意していただきたい。だから、どういうふうにプログラムが使われるか、場合によると入力ミスがありまして、答えが出てきますけれども、その答えが全く実際の建物の状況を表していないということもしょっちゅう起こるし、プログラム自身がエラーを持っている可能性も非常にあるということでございます。

②の上から4行目ですけれども、加えて新しい大臣認定プログラム制度がつくられても、計算結果がすべて正しいとする現在の認識を正して、間違いもあるということを理解して使っていかなければいけないんだということが書いてございます。

それから、④には、これは偽装の防止に関してでございますけれども、偽装の防止に関して、ソフトメーカーの方に再計算をするようなサービスを求めるというような考えも出ておりますが、これはなかなか難しい。

あるいは一番下の⑤にございますが、偽装の防止というのは非常に難しいし、値段も掛かる。非常に高い値段を払っても、必ずしも偽装防止が可能になるというものではないということがございます。

7ページ目に、大臣認定プログラムについてどんなことが行われるのかということが書いてございますけれども、表がありまして枠の中に構造計算書その1、その2、その3とございますが、その3というところに計算機のプログラムの全部の出力を出さなければいけないとなっております。この部分が大臣認定プログラムですと省略できる。これが大臣認定プログラムの利点でございます。

審査の方法としては、7ページの下に「審査の方法」というのがございますけれども、国土交通大臣が指定する性能評価機関で行うということでございます。

そして、8ページ目の「審査の内容」を見ていきますと、計算機のプログラムというのはどんな審査を受けるのかということが書いてございます。(1)が構造計算プログラムの法令及び諸規準との適合性について評価を行う。(2)構造計算プログラムの誤用防止策について評価を行う。(3)出力された構造計算書の適正さについて評価を行う。(4)構造計算プログラムが適切に運用され得るかということについての評価を行う。このような評価を受けたプログラムが大臣認定プログラムとして市販されるということになります。

先ほど、大規模なプログラムですので、エラーが中に入っていることがあるというお話をしましたけれども、4のところ「免責規定」というのがございまして、プログラムの開発会社は「プログラムのバグが原因であっても、プログラムの運用によって生じた損害等には責任を負いません」という免責事項がマニュアルの中に書いてございます。



それから、性能評価をする者についても同じように免責事項がございまして、評価を受けたプログラムに問題があったとしても、評価をした側としては責任をとりませんというような免責事項があるということでございます。

9 ページ以降には、出席しました委員の所感が書いてございます。まず、私の分だけ私が紹介いたしまして、ほかの部分については、それぞれの方から御説明いただきたいと思っております。

9 ページの真ん中に(1)というのがございますけれども、これは計算機プログラムが膨大でありまして、そして、中にエラーがあつたりしますので、実際にはその修正あるいは学会規準に対してプログラムの修正を加えますので、大臣認定プログラムというのは大臣認定を受けたときのプログラムとは違うものが実際には使われている。

それから、(2)でございますが、この計算機プログラムというのは建築確認のためだけに利用されるものではございません。設計の過程でいろいろな条件について検討して、そして、建物が安全かどうかという検討にも使われる。その検討結果は必ずしもすぐに建築確認に提出されるものではございません。けれども、2つの使われ方に対して別々なプログラムをつくることは、開発する会社にとっては非常に大きな負担になってしまうので、実際には1つのプログラムで行っているというようなことがございます。

(3)ですけれども、プログラムというのはあくまでも道具でございまして、その道具がどういう意味があるのかということをつわらない、十分な建築構造に関する知識を持たない者がプログラムを使用すると、偽装も含めてプログラムが想定しない使われ方をするとというような危険がある。だから、プログラムを使うときには、十分な知識がある人に限定されるべきである。講習会に出てプログラムの使い方を理解した者が誰でも使えるというものであってはならない。

(4)ですけれども、偽装を防ぐということは非常に難しいというのが開発会社からの意見でございます。

(5)は先ほど説明してしまいましたので飛ばしまして、(6)も一つ大きな問題ですけれども、大臣認定プログラムではない計算機プログラムを使いますと、特定行政庁あるいは確認検査機関では計算結果を受け入れることはできないから、手計算で構造計算書を出さないというようなことを要求することもある。これは大臣認定プログラムでないということによってそういうような差をつけられてしまうわけで、それは必ずしも妥当なものではない。大臣認定プログラムへの依存度が余りにも現在高くなり過ぎているのではないかと。やはり構造設計者の技量というものをもっと信用し、そして、構造設計者たちが自由にプ

プログラムというものを利用できるような環境をつくっていかなければいけない。それが大臣認定プログラムという特別な資格を与えることによりまして、誤った使い方がどうもされてきているのではないかという気がいたします。それが私の所感でございます。

どうもありがとうございました。

○野城委員 それでは、引き続き次のページに載せさせていただいた私の所感があります。小谷先生のお話ですべて尽きていますけれども、ちょっと角度を変えて重なったことを申し上げます。今のお話の御理解の補足にさせていただけたらと思いますが、11 ページですけれども、箇条書きのところだけ説明いたします。

1つは、今お話がございましたように、このプログラムソフトというのは能力のあった者が使うことを大前提にしています。この調査委員会でも何度も出てきましたように、構造設計の安全性というのは、むしろどういう建物をモデルに置き換えるか、そのモデル化の当否については、このプログラムは外側にあります。

また、もう一つは、恐らく今、福岡や札幌で報道されているようなこともこれに当たるのかもしれませんが、出てきた出力そのものが果たして成立するのか。構造的に成立するかだけではなくて、ここに例示いたしましたように、そもそも与えられた断面に出てきた答えが現実的に入り得るのかとか、あるいは入ったとしてもコンクリートが打設できるかといったことについての判断も、これはユーザーの方に委ねられているということ。これが一つ大事な点だと思えます。

それと、今御説明がありましたように2番目は、1つはA社、B社、C社、D社があれば、それぞれ違ったモデル化がそのプログラムの中に埋め込まれております。ですから、同じパラメーターを仮に入れたとしても、各社違う答えが出てくるのが一つ。

それと、今のように頻繁にバージョンアップされておりますので、それが適切かどうかというのは、出してきた答えが適切な答えを出しているかどうかまでがこのプログラムの認定の対象になっていると。中身まで踏み込んで、いわゆるソフトウェアのソフト構造まで立ち入って検定するのは技術的には不可能だということが2点目でございます。

そういう意味で考えますと、今後このプログラムをどう扱っていくかということについて改善が必要だと思う点が2点ございまして、1つは、入力する際に対話型で入れていくんですが、では、プログラムのユーザーから見た場合に、自分がどういうモデルをつくって入力したかをチェックするインタフェースがないし、そういうことを要求するユーザーも余りいないということなんです、これはかなり改善を要するところだろうと思えます。

もう一つは、和田先生がよくおっしゃっているんですけれども、確認検査機関が出力結

果をもっと主観的に検定できるような出力も工夫はできるんですが、そういう現実的なリクワイアメントは一切、確認検査機関から、プログラムの作成会社から出てきていないといったことも留意するべき点だろうと思います。

以上でございます。

○和田委員 それでは、私の考えを述べさせていただきます。

最初に少し数行書かせていただいたのは、このプログラムをつくっている会社の方々は、当然設計者は善意というか、よりよい建物を設計するという前提のもとに使いやすいプログラムをと考えているので、そのプログラムを悪意で使うことを前提にはしていないということがあるわけです。ですから、悪意で使おうと思えば、幾らでも何でもできてしまうわけです。プログラムが売れるためには、いい建物を設計しようとする人に協力するようにつくるのが大切なので、偽造を防ぐためにプログラムをつくっているわけではないという大前提があります。ですから、1月30日に基本制度部会から出された、あのようプログラムをもう一度通せば安全性が増すという考えは基本的にあり得ないと私は思います。

あとは、お二人のお考えと同じなんですが、30万人前後おられる一級建築士のうち、こういうプログラムを使って保有水平耐力とか限界耐力とかをきちんと計算できる、構造設計のできる人はかなり少ないので、やはりそういう資格をまずつくってそれからやらないと、プログラムが使えるればそれで設計ができるということを早くやめた方がいいのではじやないかと思うわけです。

それから、チェックの段階も、ただ書類だけを見るのではなくて、構造設計者と面談しながらやるような仕組みが是非あった方がいいと思います。

先ほど小谷先生が紹介されたような、構造設計に必要な計算を頭から終わりまでやるプログラムではなくて、部分的に精巧な骨組みの解析をやったりする外国製のプログラムや自分でつくったプログラムを活用されている方も多いので、そうやって自由によりよい建物をつくるという方へ後押しすべきで、このプログラムで通ったものはフリーパスとかそういうことは早くやめるべきだと思います。

それから、やはり問題は資格のない人が便利なプログラムを買ってきて、最近テレビでよく話題になっているような耐震壁がきき過ぎるから、わざとときかないようにスリットを入れるとか、こっちをきかせた方が得だとか損だとかと100回ぐらいやり直すユーザーがいるそうなんです。インタビューの席でメーカーの方がおっしゃっていたんですけども。最終的に何をやっているかわからないまま書類だけが出ていくということが既に起きていると思います。先ほどの日経アーキテクチュアのアンケートとはまた違う意味で、ただ、

形の上で合法的になっている。ですけれども、地震というのは前後左右上下に揺れる地盤の上で建物がどうなるかという問題をやっているわけで、保有水平耐力や限界耐力が1を超せばその建物が本当にいい建物かどうかはまた別問題なわけで、かなり問題だと思います。そういうことで、プログラム選択も構造設計者に任せた方がいいんじゃないかと思えます。それから、やはり図面や今の俯瞰的というお話がありましたけれども、そういう数値ばかりでなくて、図面や応力図や配筋図、そういうものをもっと見るように持っていかないと、単なる書類上の仕組みだけを厳しくしても何も改良にならないと思えます。

以上です。

○巽座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明を踏まえまして御議論いただきたいと思いますが、内容的に住宅局のかかわる面もあると思いますが、住宅局に関する質問につきましては、この後で住宅局にヒアリングを行うことにしておりますので、その場で御議論いただくようお願いいたします。

○大河内委員 これでちょっと失礼しなければならないので。今のヒアリングの報告を聞いてすごくショックを受けまして、素人の一般の人は皆そうじゃないかと思うんです。なぜかという、これはだめな建築物だとわかってから、いろいろな確認の機関とか自治体もそうですけれども、皆さんプログラムソフトを改めて買って再計算をしていますとか、たしか、プログラムソフトがたくさんあることが問題なので、それを統一することでこういう問題はクリアできるんだとか、そういうふうなことをヒアリングの段階でおっしゃった方もいらしたので、今のお話を聞くと、そういうことでは全然安全性が担保できないというお話なので、何か元へ戻ったというか、ここに頼ってはいけないんだなということがわかったみたいな、ちょっとショックが。ほかの再計算されている結果とかそういうものも、本当にそれで確実に1じゃない、一番いけないのは0.5ですよね。これが退去すべきマンションなのか、それとも耐震を補強すれば出ていかなくても済むところなのかというのは、やはり住んでいる方にとっては物すごく深刻なところだと思うんですよ。それがプログラム計算のことで結果が出ているとすれば、すごく納得のいかないことだと思うんですね。どうしようというふうにしか申し上げられないんですけれども。

○小谷委員 構造設計をする段階で考えますと、もう無限の可能性があるので。建物が意匠設計者から与えられたとしても、それをどういう構造物にするか、あるいは地震時、台風の時、普通の常時荷重のときにどういうふうに構造物に挙動させようかと、そこが構造設計者のやることなわけです。その考え方によっては全く違う構造物。だから、10人

の構造設計者がいれば 10 の違った構造物ができてくるというのが実情でございます。

ただ、今の既にてきてしまった建物の保有水平耐力をどう評価するかは、比較的差が出ていくものではないかと思えます。だけれども、新しいものをつくるというときには、どこに壁を入れるか、あるいは壁に地震力に抵抗するような性能を与えるかどうか、これは構造設計者が考えることです。でき上がった建物にどれだけの耐震性があるかというのは、比較的設計者によって差がないんですけども、それでもやはり、例えば、どういうふう  
に壁の評価をするかというところにそれぞれの設計者によって考え方が違ってくるところ  
がございます。そういう意味で、国土交通省が行った保有水平耐力の評価と、熊本県がや  
った評価が違うというのも、これは当然建物をどういうふうモデル化するかというモデ  
ル化の方法が違いますので、そこに違いが出てくる。

それから、最近話題になっている限界耐力計算だと合格してしまうというようなケース  
が出ましたけれども、これは計算方法自身が全く違うわけですから、その結果も当然違う  
ものになってしまう、そういうことが起こると思えます。

○巽座長　ますますわかりにくくなってまいりましたが、和田委員何かございますか。

○和田委員　まず、何度も同じことですが、わかっていない人がマニュアルだけ読  
んでやっているのが多いということ言えば、今帰られてしまいましたけれども、大河内  
委員の心配は当たっているんじゃないかと思うんですね。ですから、ちゃんとわかっ  
ている人がやる仕組みを早くつくった方がいいと思うんです。建っている建物について  
も、わけがわからない人がわけがわからずやった建物は、わかっている人が見たら  
かなり判断しにくいんじゃないかということも思えます。

○井出委員　8 ページに免責規定がありますよね。これを見ると、ますますもって本  
当に何のためにこれはあるのという感じがするんですけども。

○小谷委員　まさにそうだと思いますけれども、でも、10 万行を超えるような計算機  
のプログラムで全く誤りがないということはほとんど考えられない。これは昨日も全  
然違う分野の方と話をしたんですけども、やはりプログラムが全くエラーなしに動く  
ということ、それが当たり前だと思えることが全く間違っているということです。で  
すから、必ずしも建築だけの問題ではなくて、例えば、宇宙開発のところでも同  
じようなことがしょっちゅう起こっています。某銀行が合併したときに大きな問題  
が生じた、こんなことも計算機を使う以上は当然のことだろうと考えます。

○野城委員　あえて申し上げますと、先ほどの寫さんのお話を借りれば、しっ  
かりものづくりをしているはずなのにしていない、だらしない業界は確かにあるの  
かもしれませんが、

建前としては建築屋はそれをきちんとつくっていますということをお客さんには言うわけですね。ところが、IT業界というのは本当に不思議で、ベストエフォートポリシーというのがあって、我々はバグつきのコンピュータを買い、バグつきのソフトを買って悠々とグレードアップしていることも当然と思っている。非常に不思議なんですけれども、建前では完璧につくってありますよと言う建築業界の人々が、ベストエフォートポリシーという、ある意味では一生懸命努力したのだったらそれで許されるという受容性を持ったソフトウェアを使っているという、ものづくりの分野のそれぞれ違う文化がぶつかったところでこういう問題が起きているのだらうと思います。ちょっと評論的な言い方で申し訳ありません。

○異座長 先ほど小谷先生がおっしゃったように、構造設計はいろいろなやり方がある、その答えもいろいろ出てくると。私はそのとおりだと思うんだけど、しかし一方、建築基準法でこれこれ以上の水準のものを確保しなさいということになっていますよね。そこで例の1.0とかという割合わかりやすい数字があって決められているわけですが、建築行政的に見ると、やはり何かの線があってこれより上と言わないと、いろいろやり方がありますというのは、専門家とか学問的にはそうなんだけれども、行政的な施策として言えば、やはりそこに何か基準というものが必要ではないかと思うんです。そうしますと、構造計算のやり方がいろいろあっても、なおかつどういう計算方法によってもこういう水準以上のものという、何かそういう線が引けないものか。そうでないと、皆さん不安でしょうがないのではないかと。あることである結果が出て別の方法で計算してほしいと。そうしたら、これは壊さなくても補修で済むかもしれない、あるいは何もしなくてもそれで十分かもしれないというような疑念が居住者にあり得るように思うんですが、その辺はどういうふうにかえたらいいのでしょうか。

○小谷委員 建築基準法というのはあくまでも最低の基準を決めておきまして、それを上回る場合には全く構わないわけですが、でも、下回るような震度幾つと言っているのかよくわかりませんが、でも、大きな地震のときに危険性が生じるような建物というものに対して、建築基準法として最低どれだけの耐力を持たせなさいという規定がございます。ただし、建築基準法体系を幾ら読みましても、構造解析をどういうやり方でやりなさいとか、あるいは部材の耐力をどういうふうにかえなさいということは全く書いてございません。それは構造設計者が、自分の知識に基づいてどの式を使うかを判断して使うということでございまして、そのところは法律的には全く規制がございません。それはあくまでも一級建築士という国家資格を持った人間が自分の判断で行う。例えば、ちょうど

お医者さんが自分の判断に従って、熱を持っている患者さんに対してアスピリンだけで済ませていいのか、あるいは別な治療をするかということを考えるのと全く同じようなケースだろうと私は考えております。

○山田委員 私も全く素人としての質問なんですけれども、この委員会はそもそもが姉歯さんのことから始まりまして、そういう故意犯を防ごうということから始まってきたのかなと思っておりますが、お聞きしておりますと過失犯もいっぱい生じますよというような御説明、いや、過失犯だけじゃない、無過失も生じると。そうすると、一体これは何をやっているのという気がするんですね。

それで、どうしても不過失的にエラーというのは出てくるんだというお話なんですけど、それはちょっと例があれですけども、ゴルフがどんなにうまい人でもエラー、ミスショットというのはありますね。ミスショットがあっても、あの人はうまいよということがありますね。そういうのと同じように、エラーがある程度は出るけれども、それは大丈夫ですよと、100点ではないけれども大丈夫なんですというところを示していただかないと、これは今建っているビルも全部大丈夫なのということになるのではないですかね。その点はどうなんでしょうか。それは大丈夫なんですか。

○和田委員 どんなベテランの人でも間違えてしまうと、そこで私は、全員の一致じゃないかもしれませんが、ピアレビューというか同じレベルの人に説明して、私はこういう考え方でやった、その説明している過程でここはどうしているんですかと聞かれ、ちょっとうっかりしていましたと答えるようなことが、どんなベテランの人でもあり得ると思うんです。それは昔、東大の医学部の有名な教授が最後のレクチャーで、私の誤診率は何パーセントですと言ったら、一般の人たちは「そんなに先生誤診率が高いんですか」と言って、周りの仲間の専門家からは「そんなに低いんですか」と言われたと。やはり100%はないので、別のグループに説明して意見を聞く方法で相当よくなると思います。

それから、こういう構造物がどのくらいまで耐えられるかという原理の中に、専門的な言葉で悪いんですけども、上界の定理というのがありまして、Aさんは100までもつと思ったけれども、Bさんがよく見ると本当は90しかもたない。そういうふうに違った目で見ると、更に弱いところを見つけられるチャンスがあるというかなり有名な原理があるんですけども、やはりひとりよがりほどんなに有名な設計者でもやめた方がいいと思います。それで相当おかしな設計が通るのを防げると思います。

○山田委員 そういうふうに1人より2人、2人より3人になるにしたがって、どんどん防げるようになると思うんですけども、それはそうなんだろうけど、そうすると、建

築確認とかそういった業務というのは日常茶飯事に毎日毎日行われることですよね。それに対して、理想としてはこうだけれどもということが適用されるのでしょうか。つまり、日常茶飯事に行われているのに、理論的にはそうだけれども、そんなことはやってられないよということになると、それはどうすればよろしいんですか。

○和田委員 先ほど小谷先生が参考資料4で、いろいろ大分県の方など苦労されたことが出ていて、申請物件のうち約2割ぐらいが構造計算の必要なもの、その中でも若干難しい計算をしているものが半分。ですから、申請物件の1割がちょっと難しい計算をしているルート3という枠組みになるんですけれども、今回いろいろ事件が起きて話題になっているのは、ほとんどこのルート3の計算をやっている建物ですので、これは第三者の目を通すことが可能なぎりぎりの件数かなと私は思っているんですけれども。

○寫委員 つまり、こういう専門的なことを議論していても結論は出ないと思うんですよ。世の中に絶対ということはずないわけですよ。要するに、今の社会というのは不安と共生している社会なわけです。今まで日本人はすぐ、原発は安全だとか、高速道路も安全だとか、絶対という言葉を使うから問題になってくるのであって、絶対ということはないわけですよ。だから、不安と共生しているとすると、では、不安をどうやって極小化するかというところを考えるのが、こういう委員会の基本的な役割だと私は思うんです。その不安をどうやって極小化するかということが、例えば、何度も出ているように情報どおりに開示するとか、それから、段階を踏むようにするとか、こういう形で今現在あるプログラムの方法とかいろいろなものがたくさんあるかもしれない、それが全部正しいかどうかかわからないけれども、こういう形で我々は不安を極小化していますよと、今考える範囲ではこうですよ、あるいはトレーサビリティはこうしますよとか、そういう形でしか私は問題提起はできないんじゃないかと。どのプログラムを使ったらいいとか、ここはこうしなさいとかそういうことを言えば、私は必ず問題が起きてくると思うから、その議論からはちょっと外れた方がいいなと思いますけれども。

○巽座長 この議論は、我々の委員会では今回我々に課せられているかなり中心的なテーマだと思うんですね。ですから、今日の議論だけでは到底終わりませんので、まだ2回も3回もやって詰めていきたいと思いますが。

○野城委員 山田先生がおっしゃったことは2つあって、要は、実態的に建物が安全かどうかということについての疑問と、それも当然考える必要があるんですけれども、もう一つは、先ほど巽先生がおっしゃったように、基準を満たしているかどうか。その実態の特定というか把握が不確かではないかということ、多分2番目について、我々は特にミッ



ションを背負っているのだと思うんですけれども、そういう意味では次の議題に掛かってくるんですが、基準は基準法の中にあるんですけれども、その基準を満たしているかどうかを確かめる手続が必ずしも1つに決まっていない。これは、1つはある税に基づいてさまざまな知見をした結果、ある原則だけが書いてあって、税に基づく例えばその答えを導き出すのでしようけれども、悪意に導いた人からすると答えが幾つかあるということがある基準に対して満たす……ことがないということが、ある不安定性を呼んでいる。それをどうとらえたらいいかということが、この最終レポートで書くべきテーマだろうと思います。

もう一つは、先ほどと同じように、ある安定性を持たせるためにつくったプログラムについても、ある構造設計の品質の担保はなしているのだと思うんですが、逆に、先ほどの高津さんたちのお話の言葉を借りれば、不良な事業者が参入できるような余地を与えてしまう。つまり、プログラムを使えば見掛け上は構造設計したようにしてしまう、恐らくは制度設計した方からするとおおよそ想像できないようなことなんですけれども、要するに、制度設計をして、ある目的をつくりながら予想しないようなさまざまな副次的な現象が出てきたということに対して、どのようにこの委員会としてある問題を指摘し、指針を示すかということがポイントだろうと思います。

○小谷委員 今、山田委員から御指摘がありまして、私も確かに、今報告した事柄がこの委員会の活動を場合によると混乱させるようなことになってしまったなど一部反省がございますけれども、それと同時に、やはり建築の専門家の計算機のプログラムというものをどういうふうに考えているかということ、必ずしも一般の方には理解していただいているのではないかと。そういう意味で、ここで発言して、我々は少なくとも計算機のプログラムをこんなものだと思っていると、それを是非理解していただきたいと思って発言いたしました。

では、建築というのはどのくらい安全なのか、もうめちゃくちゃじゃないかというような御心配に対しては、阪神・淡路大震災のときに震度7の地域で建築学会の近畿支部が調査した結果を見ますと、新耐震1981年以降の建物で93%は補修も全くせずにそのまま使えるぐらい日本の建築物というのは安全でございます。新耐震の前の建物は非常に危ないかといいますと、私は鉄筋コンクリートの専門家なので鉄筋コンクリートのことしか申しませんが、85%は補修せずにそのまま使える状態でした。ですから、日本の建物というのは新耐震前であったとしても、85%ぐらいはそのまま震度7ぐらいの地震でも使えるぐらいの安全性がある。新耐震以降であれば更に安全性が上がりまして93%ぐらい、こ

れは約 5,000 棟の建物に対する調査結果ですけれども、そのぐらい安全な建物でございます。だから、そういう意味では私は脅かすつもりは全くなくて、かなり安心していただいてもいいのではないかと考えています。

○巽座長 ありがとうございます。

それでは、またこの議論は続けて機会を見ていきたいと思えます。

引き続きまして、議題 3 の事務局からのヒアリングに移ります。本日は、住宅局に対する質問事項について、あらかじめ各委員よりいただいておりますので、委員からの質問事項を踏まえて住宅局より御説明をお願いいたします。それでは、よろしく申し上げます。

○住宅局 それでは、資料 3 でちょっと長くなりますけれども、お答えをさせていただきます。

まず最初に、1 番の緊急時の対応でございますが、反省すべき点があるとすれば何かということでございます。経緯については御承知のとおりでございますけれども、実際に一番最初のメールのやりとりで行政庁へというような形の指示をしたということについて、その後、確認の根幹にかかわる認定プログラムというようなメールを基に面談といったことでございます。その初期の対応ということについては問題があった部分もあるのではないかと考えていますが、その後の対応については、着実にやってきたということがございます。

ただ、当然非常に重要な問題ということなので、偽装の有無のみならず強度の再計算など事実関係の確認に一定の時間を有したと。結果、大臣への一報が 11 月 15 日ということでは反省すべき点であると。11 月 8 日に打ち合わせをし、認識をした時点で直ちに大臣まで御報告すべきであったと思っております。

また、このような非常に特殊な案件でございますが、やはり国及び地方問わず建築行政の側として、かなり想像力が欠いているというような部分がございました。どう対応すべきかという点について、あらかじめ危機管理という面で準備をしておくことが必要ではなかったか。また、そういう点についての御示唆をいただければなと思っている次第です。

それから、2 番目の物件の提供のことでございますけれども、2 ページにございますが、11 月 8 日に竣工済みの 14 件について公表いたしました。11 月 21 日に特に姉齒建築士が関与した 194 件のリストをそれぞれ都道府県に報告しております。これは大田区の物件も含めております。当然、偽装の有無あるいは耐震性の状況について依頼をしておりますので、その時点で把握した情報については行政庁という間では適切に提供していたものと考えています。

それから、3番の現在の調査でございますが、これは3月10日時点で残り159件でございます。ただ、次のものにも触れますけれども、実際に確認図書、設計図書がないというような形で、その部分で調査が止まっているものが65件、つまりまだ探しているというものが65件。既に専門家等への委託をして調査を終了するものが94件となっております。

それから、4番のなぜ時間を要しているのかということでございますが、先ほど言いましたように、設計図書が廃棄済みなどの理由で入手できないというものがかなりございます。それから、建築主等の関係者からなかなか設計図書の提供、あるいは再計算の検証に対して理解・協力が得られていない。また、その場合には特定行政庁で実施するようということで指示をしているわけでございますが、行政庁の中での検証方法の意思決定、予算措置に時間を要しているということがございます。それから、特定の地域に物件が集中している、東京圏あるいは福岡圏あるいは熊本圏、そういったところに物件が集中しております。また、検証を担う委託先の確保が難しいというようなケースもあると聞いております。

それから、公共団体とのコミュニケーションの部分でございますけれども、偽装の有無や耐震性の状況の調査について、これは何体か私どもも措置をしておりますけれども、行政庁において建築基準法に基づいて報告聴取等、設計者あるいは施工者から適切に求めて、それについて御報告をいただくということでございます。ただ、今回のような事案を考えますと、更に国と地方が正確な意思疎通を図ることが重要ではないかと思っております。私どもとしては、当然全体での技術支援を行うために違反是正計画支援委員会といったものを活用して、適宜・適切な技術支援あるいは改修などの計画の妥当性の判定を支援しております。

それから、建築士の処分でございますが、姉齒建築士の処分後、元請建築士の処分よりも先行されたということでございますけれども、実は21物件のうち3物件につきましては姉齒元建築士が確認申請書の作成者である、元請建築士となっております。県が行った立入検査でも偽装を認めたということで、11月24日に聴聞をし、元請建築士としての処分を行っております。

それから、7番で、建築士の資格がない者の扱いでございます。今回、札幌の事案はこれに該当するかと思っておりますが、まずは資格のない者が構造計算を行っている場合で、この資格者に構造設計業務の委託等を行った元請建築士の設計者がいる場合は、その方に構造設計も含め設計上の責任を問うこととなると。それから、無資格者が仮に建築士と偽って構造設計を行っていたような場合には、無資格業務といったことで罰則の対象になるとい

うこととございます。

○住宅局 続きまして、公的支援でございます。8番でございます。危険な建築物からの退去は進んでいるものの、解体が進んでいないではないかということとございまして、現在、都市機構が1次案を示した後、居住者の方に公共団体からお示しをして、これでは高いのではないかとということを受けて、建築計画の見直し、発注方式の見直しといったことでコスト低減を図る、更には、周辺市街地の状況を踏まえながら、可能であれば総合設計制度を使うというようなことで検討しているところでございます。下の方に「民間施行を希望する地区についても同様に支援」とございますけれども、10日に川崎市の案件、溝の口でございますが、民間施行型で国との比較で1,000万円ぐらい安く出てまいりましたけれども個別の事情によって違いますが、川崎で示されたものとほぼ同じような額で2次案がお示しできるのではないかと考えているところでございます。下にございますように、民間施行の希望というのがございますので、これも十分受け止めて公共団体施行ということに限らずやってまいりたいと思っております。

それから、被害住民から、今回の公的支援策は実質上支援ではなく補償というようなことだと思っておりますけれども、「支援」という言い方はやめてほしいということとございまして、再三申し上げますけれども、政府としての取り組みについては、例えば、災害時における対応等と同じような行政の責務として、類似の財政措置との均衡に配慮して行っているということで、住民の皆さんの御主張とはちょっと合わない部分がございますけれども、法的責任に基づく補償ではないということとさせていただきますということとでございます。

それから、10番、売り主に対する求償は、建て替えの案件についてのみ議論されているということで、改修はどうなるのかということとでございます。建て替えの話が先行しておりましたので、実質上建て替えの案件について議論になってきたことは事実でございますけれども、耐震改修について法的な助成を行う場合についても、同じような考え方で求償を行っていくべきものと考えております。

次に、11番でございます。公共団体は支援策の合理性を担保するために法的根拠を求めてやっているが、どのように考えているか。当初、既存の制度でございます地域住宅交付金で、国としては法的根拠も含めて対応可能だと考えておりました。政府の対応決定後、公共団体から幾つかの要望があったわけでございますけれども、その中の1つとして、支援措置の法的根拠を明確にしてほしいという意見が出されたところでございます。その後、よく意見交換をいたしまして、より円滑に対応していただけるようにということと、基に

なっております地域住宅交付金の根拠法の地域住宅特別措置法の省令を改正しまして、今回の一連事業を明確に読めるように位置付け、御理解を得たものと考えております。

次に、今回の事件に当たって、公共団体の主体性を尊重したことにより意思統一に時間が掛かったのではないかと、緊急時の対応ということで、もっと迅速な対応ができる手段がなかったかということでございます。何にもまして危険なマンションから退去していただき、また、周りの方の安全を確保するために除却をする、建て替えていくということが大事だということございまして、本来、周りの対策も含めて、一番地元の住宅行政に責任を有する公共団体が一義的に実施すべきということであるわけでございますけれども、非常に重要な事案である、公共団体一つのみでは対応できないということ、それから、複数の地方公共団体にまたがった案件が存在していて、一様の対応が要るのではないかとというようなことで、政府としての取り組み策を早急に示したと。その後、ワーキングというのを設けまして、調整を図ったところでございます。

結果としてでございますけれども、3月10日と3日前で恐縮でございますが、当初入居戸数、これは後でわかりました大田区の池上を含めてでございますが、309戸のうち約9割、269戸の方が退去済みでございます。残っているのが40戸ということございまして、少なくとも一番最優先の退去していただくということについては、取り組みが一定の成果を上げてきたのではないかと考えてございます。

それから、13番、不適切な確認検査を行ったことによる建築行政上の責務と住民の生命・財産を保護するという一般的な行政責任を区別せずに支援策をしてきた、したがって、公共団体で行政庁としての立場と、住宅政策等の公共団体の立場というのが不明確となって、住民との連絡調整に支障を来したのではないかと御質問でございますけれども、国としては当初からこの支援は行政上の責務として行うということで、公共団体についても当初いろいろな御意見がございましたので、確かにどういうふうを考えているんだというところが住民の方々まで伝わらなかったことはあるかもしれませんが、おおむね同じ方向での理解というのがこれまでに図られてきていると考えております。

それから、14番、今回の支援策の実施に当たって、被害住民の居住権の回復・確保に主眼が置かれるべきで、財産権回復とは峻別するべきではないか。また、賃貸で受け入れるようなオプションも考えるべきではないかということでございますが、まず目的としては、居住の安定・安全の確保でございまして、財産権を回復しようということを一義的に目的にしているものではないということでございます。当然、分譲マンションでございますので、分譲マンションというお住まいの場が資産そのものでもあるということで、ものと

居住というものが切り離せなくなっておりますので、当然そういうことも出てくるわけですが、ございますけれども、あくまでも居住の安定確保を図っていくということで、一定の施策をワンパッケージで提示させていただいたということでございます。

今後いろいろな御事情の方が出てきて、賃貸住宅での受け止めというようなことが必要になれば、それを否定するものでは全くございませんので、その賃貸住宅云々の部分は、よく参考にさせていただきたいと思っております。

それから、15番、建て替え予定のマンションから退去した住民の転居先、これは一番最後のページでございますけれども、マンション別の資料をつけさせていただいております。地域によって機構の住宅の数が多いところがございますので、そういうところではURと書いた都市機構の住宅が多うございます。公営住宅については、極めて一部に限られてございまして、その他特有賃等の公的住宅、公債住宅と大半は民間住宅というようなことになってございます。19ページでございます、失礼いたしました。

それから、16番、限界耐力計算等の高度な構造計算方法を採用すれば、耐震基準を満たすことがあり得ることについては指摘されているところであるが、計算方法の違いにより数値が出た場合どのように対応するのかということで、より詳細な計算方法として限界体力計算があり、保有水平耐力でアウトであっても、こちらでオーケーというのが出れば、実態上の危険性はないということでございます。この限界耐力を使って今後、耐震改修等の判断の材料にするということは当然考え得るわけでございますけれども、建て替えかどうかという判断の指標として、この地域住宅交付金を使うときの要綱に実は明記しているんですが、答えの5番のところでございますけれども、あくまでも保有水平耐力の数値0.5未満ということを一つの要件にいたしております。これは一種の定義でございます。その上で2つ「・」がございます。1つは、耐震改修による対応が困難であること、それから、行政庁の建築基準法9条に基づく除却命令を出す、この2を要件にしておりますので、機械的に0.5ということのみを指標にしているわけではないということで、これら総合的なものが建て替えという公的支援の要件になるということでございます。

安全性の検証については、当然、限界耐力法によることも考えられるわけですが、保有水平耐力の方が時間的にも早いというようなことで、こちらを活用させていただいたということでございます。

以上でございます。

○住宅局 17番でございますが、監督責任についてでございます。これまで指導監督につきましては、年1回の立入検査を通じて、指定時と同じ要件を備えて引き続き行う能力が

あるかという観点から実施をしておりました。個別の確認検査事務を具体的にチェックするという点では実務的にも困難であるということですし、法令でも求めていないということによってやっていたという点でございます。

そういう意味では、指定要件についてのチェックはやってきたということではございますが、一方、個別具体の確認検査事務につきましては、行政庁が機関に対して指示ということが基本でございます。ただ、現行制度におきましては、報告聴取というものがあるものの、確認処分を行った際に確認検査機関の方から行政庁へ来る報告内容が十分とは言えない。また、行政庁も立入検査等の監督権限もないということではございます。そこで、偽装が出るというような事案が生じているわけではございまして、現在の見直しの中では特定行政庁による立入検査の導入ということなどで、指定確認検査機関に対する指導監督の強化を図るということで中間報告をいただいております。

それから、18番でございますけれども、審査内容についてなぜ公正中立等の要件等々で止めていたのかということではございますけれども、国といたしまして、やはり指定要件をきっちりチェックするという点で実施したと。また、個別具体については、行政庁が必要な措置を取るべきことを指示するという仕切りではございまして、それを基本と考えていたということではございます。

それから、19番でございますけれども、今後の監督処分ということでございますが、偽装物件の内容につきましては、単純なものから巧妙に修正したものまで多様でございます。そういった部分を勘案する必要があるかと思っております。偽装を見過ごした個別の物件ごとにどのような偽装の対応があったかということを確認するとともに、どのように実際に検査員が審査を行っていたのか事実確認を進めて、確認検査員の処分を行うということで今、準備を進めているところでございます。

機関の方の処分につきましては、偽装を見過ごした検査員の多寡とか、それから、審査体制の実態把握等の結果を踏まえて厳正な処分を行う予定でございます。行政庁につきましては、それぞれの行政庁において、同様に偽装の態様能力の確認を行った上で適宜判断されるというものと考えておりますが、私どもとしての確認検査機関でのやりようといったものについては、情報としてお伝えするということとしております。

それから、20番でございますが、地方公共団体からの監督強化についての反対意見ということでございますが、現行制度で昨年6月24日の最高裁決定によりますと、建築確認というのは自治事務であって、その帰属は地方公共団体であるという前提に立った上で、まず、建築確認を公共団体が行ったものとみなすという規定があつて、また、民間の期間

は公共団体に対して報告義務があり、更にそれに対して取り消し権限があるということで、民間の建築確認は公共団体の監督下にあることから、国賠訴訟の被告適格が公共団体にあるとされている。これに対して幾つかの団体から、自治事務を返上してまで国賠訴訟の被告適格を完全になくすということは求めないものの、民間機関の法的責任の明確を図るための措置を講ずるべきだという御意見をいただいております。

中間報告で御指摘いただいておりますように、当然、民間確認機関の責任の明確化のために損害賠償請求された際に、十分な賠償金を支払えるような基本財産あるいは保険等の要件を明確化するということと、それから、指定確認検査機関に対する監督権限を有していない特定行政庁について立入検査等の権限付与等を行うことが必要であると御報告いただいております。その線に沿っての制度改正を考えております。

それから、サンプル検査などの適法性の検査は指定権者が行うべきではないかということでございますが、事実上、指定権者と行政庁が連携・協力をして行う必要があると思っております。審査能力や中立公平性の確認については指定権者、あるいは個別の審査事務の実施、監督については行政庁ということではないかと考えております。

それから、確認検査の審査方法の見直しでございます。今回の中間報告においては、構造審査の審査方法につきまして、法令上の審査基準として定める。そうした上で、一定の高さあるいは規模以上の建物につきましては、審査基準に従って入力データの審査や詳細図、断面リストの照合等を行うことに加えまして、第三者機関での構造計算の適合性の審査、いわゆるピアチェックを中心とした審査を義務付けるとしております。構造審査を適切に行うために、それとは別に、行政庁や確認検査機関が体制強化に取り組むことが非常に重要であると。両輪相まって今回のような事案が発生しないようにしていくと考えております。

それから、23のその場合の費用の負担でございますが、こういった手続をとりますと当然負担が増えるわけでございますが、こういった費用の負担増分につきましては、行政庁あるいは民間の機関が定める手数料に適切に反映されるということを考えております。

それから、建築確認をどの範囲までやればいいのかということでございますが、これはイーホームズさんの方で意見書の中で引用しております平成7年11月24日の京都地裁判決「建築主事は、その審査に当たって、提出された書類を資料として申請に係る計画が規定に適合するかどうかを形式的に審査すれば足り」ということでありますが、この提出された書類に基づき規定に適合かするかどうか、これは当然審査されなければならないと考えております。また、この点につきましては、建築主事が職務上相当の注意を払うことに



より、容易に発見し得べかりし設計上の瑕疵を、不注意により看過した過失による違法な確認行為に起因するというものについては、損害賠償を命じられております。これは山口地裁の判決でございます。ということでございますので、提出された図書を規定に適合しているか否か、審査しないことについて認定をしているというものではございません。しかし、当然ながら今回のような事案を考えますと、個々具体の案件につきましての法的責任は、司法の判断を待つべきものと考えています。

それから、工学的裁量と規則的な判断というような部分について、どういうふうな見解なのかということでございます。1は、確認というものの本質を書いているわけでございますけれども、その場合に規定に適合するかどうかということについて、2にございますように構造関係規定について言えば、構造設計における構造力学上の一般的な理論・常識の範囲を超えていないかといったことについて、建築主事あるいは確認検査員が、知っているべき構造力学の一般的な理論・常識といったものを踏まえていれば適合性が判断できるように規定されていると。そういう意味では、一定の能力のある方が行うという場合の法適合性については、規則的な判断を行う制度であると考えております。

更に、今回の中間報告ではこの審査につきまして、法令上の審査基準を定めるとともに、一定規模以上の建物については、第三者に更に審査を受けるように義務付けるということで、一層の確実性を期したいと考えております。

それから、26番でございますが、これは確認が下りたことによってすべて保証されているというような誤解がある、過大な期待があるのではないかとということでございますが、御指摘のように、基準法については最低基準を定めているわけございまして、すべてを安全性、財産保証ということで図っているわけではないと。また、建物も安全性確保に対する直接的な義務は設計者が負っているというわけで、確認というのはその履行義務が適切に果たしているかどうかを後見的に確認するというところでございます。しかしながら、こういった言わば過大な期待や誤解というものが流布されているということについては、こういう確認検査制度の仕組みについて、更に広く一般の方々に御認識いただくという努力を続けていきたいと考えております。

それから、横浜市でも難しい限界耐力計算などを審査できる人が、なかなかいないのではないかとというような指摘でございますけれども、平成12年に限界耐力計算は導入したわけでございますが、その時点で設計の重要度を高める詳細な方法ということで使用されております。建築主事の確認とすべきではなかったというような指摘も一部はございますけれども、限界耐力計算というのは従来から、建築主事の確認対象でございました保有水平

耐力計算、 $Q_u/Q_{un}$  の計算の延長上にあつて、それを更に詳細化したという計算方法であるから建築主事の確認の対象としてきたところでございます。しかしながら、中間報告でこういった構造の検証法については第三者の構造専門家によるピアチェックといった厳格な審査を受けるように考えているところでございます。

それから、追加の御質問でございますが、計算プログラムでございます。これは限界耐力計算と構造計算プログラムの関係でございますが、限界耐力の計算用のものは 106 の認定のうち 20 あるということでございます。

プログラムについていろいろ苦情を聞いているということはあるのか、あるいは計算について苦情を聞いているかということでございますが、特段の苦情は聞いていません。関係団体と協力して、これは解説の問題とか計算でいろいろな形での技術普及に努めてきたところでございます。

それから、ソフトを自発的にチェックしたことはあるのか、それから、住宅局の関係者の習熟度ということでございますが、私ども正直、大臣認定を行う際に、非常に技術的に難しいという場合には、必要に応じまして、つくばの研究所の担当者の助言を受けつつ行っているということでございます。

それから、32 の平成 10 年の改正についてでございますが、まず、確認検査を民間開放ということでマンパワーが総体的に増えまして検査率がアップしたと。また、中間検査はそれまでは全くなかったわけでございますが、導入後 7 割強になったと。また、性能規定化ということで設計の自由度を高めるといったことについては、望ましい改正ではなかったかと考えております。

また、基準法の最低基準というもの以外に、平成 10 年の改正の次の年にいわゆる品確法の制定がございまして、性能表示関係についてもより多くの選択肢を示せるようになってきているということがございます。

それから、限界耐力について、これは基本データを入れれば答えが出るということでございますけれども、先ほどからございますように、計算方法を理解した上で、やはりモデル化等々について適切に行われる必要があると考えておりまして、必ずしも単純にプログラムの中だけで答えが出るというわけではないと考えております。

それから、34 番で自治体の審査部門の再整理でございますけれども、まず、審査の体制の中の動きを見ますと、平成 10 年以降、行政改革の流れの中で民間開放を契機として、若干行政職員の定数を削減する動きがあるということについては問題意識を有しておりまして、適格かつ効率的な体制整備が必要であると考えております。また、中間報告でもそ

のことについての問題意識が指摘されておりまして、今後ともそれについて検討すべきだとされておりまして。

それから、審査基準の明確化については、先ほど言ったように制度改正の中で行っていきたいと考えております。

審査の内容の詳細については、先ほどからお話をしているとおりでございます。

それから、建築士制度でございますが、一級建築士の試験のレベル、それと現在の耐震設計を行えるレベルかということでございますが、現在の一級建築士については4科目の学課を試験していますが、そのうちの1つが構造でございます。内容は構造力学、荷重・外力に関する構造の原理原則あるいは各種構造の対応と申しますか詳細などを問うものでございます。試験実施の制約もございまして、構造ですべてを聞くというようなことではございませんで、構造計算に関する基本的な考え方などを問うというようなことでございます。合格者については、勿論、実務経験等を併せてということでございますけれども、一定のレベルではないかと考えております。勿論、建築士の能力の維持向上については、日々の研さんを通じて行われるということございまして、これは各種職能団体などが講習会を実施するなど向上を図っております。

また、資質・能力の向上については、中間報告においても引き続き検討されるべき事項となっております。

それから、最後でございますけれども、構造設計士などを一級建築士の上に置いて、この人でなければならないというような制度が必要かということでございますが、中間報告において、現状建築の分野で専門分化が激しいということで、その在り方について検討することの必要性は意識されております。その場合は、業務範囲をどのように切り分けをするのか、それから、いわゆる業務独占といったものをどういうふうにしていくのか、それから、そうはいつでも建物というのは全体として一つのトータルのものでございますから、設計の整合性を図るためにどのような業務体制、統括というようなものの責任をどう考えるべきかといったことについて今後引き続き検討をする必要がございます。こういったものについては、夏ごろまでに方針を明らかにしたいと考えております。

以上でございます。

○巽座長 ありがとうございます。たくさんの質問について丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございます。

それでは、時間のこともございますが、幾つか質問がございましたらお受けして、また、追って詳細な質問がございましたら、また質問書を出してお答えいただくということにし

たいと思いますので、よろしく申し上げます。何かございますか。

○野城委員 もう時間も迫っておりますので意見だけ申し上げますけれども、質問の 25 番、12 ページから 13 ページに掛けての点ですが、今、御説明いただいて私どもの調査委員会のミッションを考えますと、率直に行政対応がどうだったかということの問題を特定して、あるべきやり方を考えるのがミッションだと考えておりますけれども、全体として質問が書面でなされたので、やはり何となく構えて答えていらっしゃって、少しオフエントされているからディフェンスしなければならないというようなことがあると思うんですけれども、全体としてはもう少し率直な会話を、これから最終報告書に向けてしていくことを希望するところです。

それで、特に私は 25 は、そういう意味でいきますと、12 ページの 2 と次のページの 3 なんですけれども、恐らく法制局に持っていったときの法律の理論としてはこれでいいのだろうと思うんですが、特にこの 2 番の点はこの調査委員会で繰り返し考えるところで、一番実態との乖離が大きなところだと認識しております、要は、それぞれの民間の機関あるいは特定行政庁が一番悩み、かつ、どこの範囲でどういう責任を持って確認をするのか。しかも、それはどういう方法を手掛かりにしていくかということについて非常に不安定な状態に置かれているところでございます。そこで、今日特にここで議論するつもりはございませんけれども、特にこの 13 ページの 2 と 3 については大変大きなポイントだと思っておりますし、また、確かに法律でございますので、内閣の法制局との法理論上の整合性も必要なんです、それと、委員会の中で明らかになってきた、今日の技術的な状況あるいは人材の配置における合理性というところからすると、やはり違和感がございまして、できるだけこの点については更に時間を掛けて、最終報告まで 2 週間掛けて対応させていただきたいと希望だけ申し上げて、今日は終わりたいと思います。

○巽座長 どうもありがとうございました。

○和田委員 7 ページの 16 番のお答えのところに、より詳細な限界耐力計算も選択できるということなんですけれども、地震を震度 6 の強とかどこかレベルを決めて、そのときに倒壊しなければいいというのが建築基準法の最低基準だとすれば、これでいいのかもしれませんが、やはり構造物が持っているマージンを全部使い切ってしまうという意味で、詳細というのは必ずしも安全ではないので、詳細と書くと一般の方は安全なように思ったりしかねないので、ですけれども、今私が言ったように余裕を使い切っている方法と書いたら、またそれはそれで問題になってしまうのかもしれませんが、もう一回り大きな地震が来たら、以前の方法でやればどうにか建っていたものが、限界耐力

でやったら倒れしまうというようなことはあり得るわけなので、「より詳細な」という言葉はちょっと……、マージンを使い切っていると言った方がいいんじゃないかと思うんです。

以上です。

○巽座長 よろしゅうございますか。ほかにもあろうかと思えますけれども、時間の関係もございますので、どうもありがとうございました。局長何か一言お話がございましたらどうぞ。

○住宅局長 いろいろ本当にありがとうございます。先ほど率直な対話ということも言っていたいただきましたので、最終的に報告をいただくまで、できる限りの意見交換をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○巽座長 今後ともよろしくお願ひいたします。

それでは、議題の4になりますが、時間の関係で詳細に御報告できないのは残念でございますが、一応、最終報告書を今月中にまとめるということになりましたので、そのための骨子を準備いたしました。この骨子につきましては、小谷委員、和田委員、野城委員、穂山委員の各委員からいただきました御意見を踏まえまして、私が作成したものでございますが、全体の枠組みのようなものを示したものであります。内容は不十分なところが多々あるかと思いますが、今日十分御議論いただけないのは残念でございますけれども、明日御案内のとおり勉強会を開催することになっておりますので、御都合のつく委員の方には是非おいでいただきたいと思ひます。

このスケルトンについて、ごく簡単に御説明をさせていただきたいと思ひます。

全体は4章構成になっておりまして、まず「はじめに」というのがあって、それから第1章が「構造計算書偽装問題の発生と経緯」ということで、発生と経緯の時間的なトレースをここでざっとやると。

そして、第2章で、その偽装問題が発生したことに伴って行政的な対応が行われたわけでありまして。(1)は国土交通省を中心とした国の対応、(2)は地方公共団体あるいは特定行政庁の対応、そして(3)にその他の通報への対応ということで、どのような対応が行われたのかということを書いておくということでありまして。

第3章が「構造計算書偽装問題の構造と背景」ということで、ここでは今回の問題構造のようなものを詳しく書きたいなということでありまして。まず、(1)として偽装問題の構造として、建築確認・検査制度の機能の喪失とか、建築設計・生産システムの破綻だとか、こんなことが内容になろうかと思ひます。それは、とりもなおさず(2)の建築社会の大き

な変貌で建築基準法・土法ができました昭和 25 年から、今日の五十何年間の大きな変貌に伴って、建築の量も技術も主体の大きな変化、法制度がそれに不適合になっているというようなことをここで取り上げたいということです。検討すべき問題としては、確認・検査制度の改善の問題、それから建築問題と居住問題の二面の問題というようなことが中心的なここで扱うべきことかなと考えております。

最後の第 4 章は、そうした問題行動と背景を受けまして、これは今日の議論にありましたように、我が国は建築社会が全体として大いにこれから改善・刷新しなければいけないという観点に立って、これからの在り方というものを考えております。1 つは、そのイメージとして、フロー中心に社会からストック重視の社会へ転換する。それから、地域に根ざす住まい・まちづくりという転換が強く意識されないといけないのではないか。(2)として、建築社会の基本的な課題として、1 つの問題は建築・住宅の品質の問題が中心にあるのではないか。それから、建築コストというものの安定性とか透明性ということの問題。それから、(3)として建築設計・生産システムの再編成として、建築設計・生産システムの各構成主体の役割・機能の見直し。ここで各構成主体について見直しを逐次やっていくわけですが、1 つは建築主・発注者、確認・検査制度の見直し、建築設計システムの改革、施工体制の整備、流通過程の確立というような 5 つを挙げております。(4)で保険・保証制度をもっと充実すべきであるということでございます。そして、最後に(5)で住民・国民への情報提供の在り方ということでもあります。中間報告で書きました内容のものも含めまして、更にそれをもう少し整理するとともに、少し強化をして全体の体系としていいものにしたいなと考えております。

いずれにしても、骨子の第 1 案でありまして、ざっと書いてみたところこういうことだということを私はスケッチをしたわけでございますが、まだまだ不十分な内容でございますので、今後委員の皆様方に御検討いただいて練り上げていきたいと思っております。差し当たり、明日の 14 日に勉強会を 2～3 時間掛けて、このフレームの問題に絞って御議論いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

何かこのことについて御意見ございませんでしょうか。

○野城委員 すみません、私は明日どうして出られないんですが、1 つだけ申し上げたいのは、既に先ほどからのお話にもありましたけれども、審議会で具体的な対応策は練られているところでありますので、この調査委員会のミッションからすると、少し距離を置いて政策原則に立ち返ったまとめ方をしたらどうかと思っております。ヒアリングをさせていただいてこれを調査いたしましても、少なくとも明らかなことは、当事者の方々が共有してい

る政策原則というものはなかったんじゃないかと私は思いますので、むしろ今後この問題を根本的に、安定した体制をつくっていくためにも、一体どういう原則が欠けていたのか、あるいは共有されていなかったのか、あるいは今後のためにはどうしたらいいのかという観点で、審議会的なすぐ明日からこうすべきだということよりは、もう少しむしろ距離を置いてこれをまとめていく方がいいんじゃないかと思っておりますので、抽象的なことで恐縮ですけれども申し上げておきます。

○異座長 わかりました。そういう意味で、この委員会に最初から与えられました使命は、行政的な対応ということだったんですけれども、委員の皆さんのお考えもあって、最後のこれからの在り方というところで割合包括的に扱おうというふうになったので、その辺に力を入れたいと思っております。

そのほかにございませつか。そうしたら、野城先生初め御欠席の先生がおられて誠に恐縮でございますが、また、既に意見をいただいておりますけれども、まだまだ中身をつくっていかないとはいけませんので、是非メモで結構でございますので、御意見をお出しいただければありがたいと思っております。

○住宅局 すみません、1つ説明漏れがございましたので。資料3の一番最後のページをお願いいたします。この研究調査委員会等々、情報提供の窓口にいろいろ問題があるのではないかとということで通報されているものがございます。どのように対応しているかということについて御説明をしたいんですが、私ども一つ一つの案件につきまして偽装問題等々が指摘されるというものについては、きっちり調査をしていくということで、通報された案件について処理をしています。実はこのほかにも数千件あるわけがございますけれども、こういったことを見て、まず個別事案の通報なのかどうかという仕分けをいたしまして、個別具体性があるような中身なのか。ただ、怪しいとかおかしいというだけで具体性のないものは除かせていただいて、更に、どこにどういうふうに建っているというような物件等の特定が可能かということで、これで特定ができない場合は提供者の連絡先等々で更に特定ができるかということを含みますが、その時点で特定ができるというものについては、一定程度の信憑性を持つ可能性があつて、何らかの調査が可能ということでございますので、現在11件中3件既に調査を依頼しましたが、これは問題ないということが確認されまして、他の8件については調査中というようなことでございます。一つの緊急対応だと思っておりますが、私ども今回のことで通知・通報についてはこういうような考え方で整理をし、適宜対応していくということでございます。

○異座長 ありがとうございます。

それでは、本日大変熱心な御議論をいただきまして、ありがとうございました。私の不手際で時間がかなりオーバーしてしまいまして、誠に恐縮でございます。

本日の御議論を踏まえまして、明日の勉強会でこのフレームをつくり、そして、次回は3月27日でございますので、そのときまでに中身を肉付けしまして、そこで座長私案にもう少し肉付けしたものを最終的に私案としてお出しして御検討いただくと。3月27日が最終の第9回委員会でございます。そこで、また御議論をいただきたいと思います。その原案が出ました上で、皆さんの御意見を賜りたいと思います。そして、委員会にお返しするという段取りにさせていただきたいと思います。

どうも本日はありがとうございました。では、事務局に進行役をお返しいたします。

○鈴木政策評価官 本日は、長時間にわたる御議論をいただきまして、誠にありがとうございます。

次回の日程でございますけれども、先ほど座長からもお話がございましたように、最終の委員会となります第9回委員会は3月27日月曜日、14時からということで開催を予定させていただいております。開催案内につきましては後日また送付させていただきたいと思います。なお、本日の委員会の内容につきましては、従前どおりであります。議事要旨を作成の上、資料とともに速やかに国土交通省のホームページにて公表することとさせていただきます。

それでは、以上をもちまして第8回の構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会を終了させていただきます。長時間にわたる御審議、ありがとうございました。